

○松本妙子委員長

前回に引き続き、委員会を開会します。

4 款衛生費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

それでは、4 款衛生費につきまして御説明申し上げます。決算書の278ページ、279ページをお願いいたします。

中ほど、4 款衛生費は、予算現額75億9362万7000円に対しまして、支出済額は64億1310万3547円で、継続費通次繰越が2億3880万8000円で行いましたので、不用額は9億4171万5453円となっております。

1 項保健衛生費は、予算現額20億5732万5000円に対しまして、支出済額は14億2881万5330円で、継続費通次繰越が2億3880万8000円で行いましたので、不用額は3億8970万1670円でございます。

280ページ、281ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から3つ目、保健センター管理事業で9220万余円の支出でございます。これは、保健センターの管理運営に係る費用で、施設の老朽化に伴う修繕料、光熱費、清掃・警備業務などに要する委託料などでございます。

次に、282ページ、283ページをお願いいたします。事業別区分欄、下から2つ目、泉州北部小児初期救急広域センター運営事業に1億1583万余円の支出で、これは、同広域センターの医療業務、医事業務などの運営に要する経費に係る負担金でございます。

284ページ、285ページをお願いします。事業別区分欄一番下、予防接種事業に5億7983万余円の支出で、これは、ヒブ、小児用肺炎球菌、5 種混合、はしか、風疹、日本脳炎、高齢者インフルエンザなど予防接種に要する費用で、医療機関への委託料が主なものでございます。

286ページ、287ページをお願いします。事業別区分欄、上から2つ目、感染症予防事業に1億856万余円の支出でございます。これは、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に要する費用で、医療機関への委託料が主なものでございます。

事業別区分欄一番下、健康増進事業に1億7539万余円の支出で、これは、各種がん検診や肝炎検診、歯科健康診査などの実施に要する費用で、主に医療機関などへの委託料でございます。

290ページ、291ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から1つ目、斎場管理事業に4335万余円の支出で、これは燃料費及び火葬炉設備の修繕料などでございます。

さらにその下、斎場整備事業に1321万余円の支出で、これは新斎場建設に係る工事監理委託料でございます。

中ほど、2 項環境保全費は、予算現額1億1710万8000円に対しまして、支出済額は1億1115万5312円で、不用額は595万2688円でございます。

292ページ、293ページをお願いいたします。主なものといたしましては、事業別区分欄の上から2つ目、公害対策事業に1054万4302円の支出で、これは主に大気、騒音、地下水、公共用水域などの調査業務委託料でございます。

294ページ、295ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から1つ目、地球温暖化対策事業に500万円の支出で、これは住宅への再生可能エネルギー設備設置の補助金でございます。

その下、岸和田市環境基金積立事業に1007万7252円の支出で、これは、地球温暖化対策、循環型社会の形成、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進を目的として設置しております本基金への積立金で

ございます。

中ほど、3項清掃費は、予算現額33億5690万3000円に対しまして、支出済額は28億7556万3544円で、不用額は4億8133万9456円でございます。

296ページ、297ページをお願いいたします。清掃費の主なものといたしまして、事業別区分欄一番下、ごみ収集事業に12億4850万余円の支出で、これは主に、市内全域の一般家庭ごみ収集運搬委託料、有料指定袋の製作費や保管、配送、受注、収納などの委託料でございます。

298ページ、299ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、岸和田市貝塚市清掃施設組合分担事業に11億6451万余円の支出で、これは岸和田市貝塚市クリーンセンター運営に対する本市の分担金でございます。

事業別区分欄、上から4つ目、ごみ処分事業に7854万余円の支出で、これはプラスチック類の中間処理などの委託料でございます。

事業別区分欄一番下、し尿処理事業に7672万余円の支出で、これは主に、天の川浄苑し尿処理事業に係る業務委託料でございます。

300ページ、301ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、ごみ減量化事業に1987万余円の支出で、これは主に町会や子供会などの古紙等集団回収に対する奨励金でございます。

4項墓苑費は、予算現額2億8468万4000円に対しまして、支出済額は2億6143万725円で、不用額は2325万3275円でございます。

主なものといたしましては、事業別区分欄、上から2つ目、墓苑管理事業に4244万余円の支出で、これは主に流木墓苑の維持管理業務に要した費用でございます。

302ページ、303ページをお願いいたしま

す。事業別区分欄、上から3つ目、公園墓地整備事業基金積立事業に1億2834万余円の支出で、これは、合葬墓を含む流木墓苑での新たな使用許可による使用料、手数料を基金として積み立てたものでございます。

その下、市営墓地整備事業に8296万余円の支出で、これは主に、流木墓苑のトイレ及び給水施設整備に要した費用でございます。

最下段、5項上水道費は、予算現額3億7493万9000円に対しまして、支出済額は3億3347万636円で、不用額は4146万8364円でございます。

304ページ、305ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、これは、上水道事業会計繰出事業における上水道事業会計への出資金及び繰出金でございます。

6項病院費は、予算現額14億266万8000円に対しまして、支出済額も同額でございます。これは、事業別区分欄、上から2つ目、病院事業会計繰出事業における病院事業会計への出資金及び繰出金でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○宇野真悟委員

私から、決算書の302ページ、市営墓地整備事業について質問いたします。

主に合葬式墓地、いわゆる合葬墓の整備に関する予算かと思いますが、昨年度の整備内容についてお答えください。

○黒見進也公園緑地課長

主立ったものを申し上げますと、給水管の整備が約380メートル、合葬墓横トイレの整備、駐車場整備を行いました。

合葬墓の合葬室及びモニュメントの整備は、令和5年度末で完了しております。

○宇野真悟委員

整備内容については分かりました。

運用は昨年10月から開始しておりますが、昨年度の整備で合葬墓に関する整備は完了したと考えてよろしいのでしょうか。

○黒見進也公園緑地課長

合葬墓に附属した設備の整備は完了しております。ただし、合葬室の左右に設置されております記名板につきましては、使用申込み数に合わせて増設を予定しております。

○宇野真悟委員

今後、記名板の増設の予定はあるものの、合葬墓の整備は完了しているということを確認いたしました。利用者の皆様からも好評であると聞いております。今後、運用を進めるに当たり、利用者の皆様から改善要望等がある場合は、丁寧に適宜対応していただきたいと思います。私からは以上です。

○岸田厚委員

それでは私から、事務報告書の189ページにあります墓苑管理事業について質問させていただきます。

今、宇野委員からもお話がありました合葬式墓地についてですけれども、この10月から運用が開始されました。事務報告書によりますと合葬式墓地の使用許可数は、合葬室が780件、個別安置室が146件となっています。10月から3月までの半年足らずで、これだけの許可実績があるということは、やはり多くの市民が待ちわびられていたことが分かります。

多くの市民の要望としてこれがつくられたということであれば、大変よかったなというふうに思うわけですが、この状況が続けば、近い将来すぐにいっぱいになってしまうのではないかと、申請待ちなど発生する事態になるかという不安の声も出されています。担当課について、この合葬式墓地全体の安置計画についてお

答えください。

○黒見進也公園緑地課長

合葬墓の計画の使用数でございますが、50年計画で7500件となっております。合葬室と個別安置室の使用許可数の合計は926件でございますので、使用率は約12%となっております。さきに合葬墓を整備運営している市の聞き取り調査では、申請受付後1年から2年までは、それまでお待ちの方が、使用者が殺到するということなんですが、3年目以降で申請数が落ちていくというふうに聞いております。流木合葬墓につきましても、同様の動きになると予想しております。

○岸田厚委員

今お話がありましたように、50年で7500件ということですので、現状ではいっぱいになることはないのかなというふうには思っています。検討されている市民には安心して申請していただけますよう、引き続き注視していただきたいと思いますというふうに思います。

もう少し合葬墓の内容について詳しく聞かせてください。使用許可数926件に対し、個別安置が146件となっています。15%以上の使用者が個別安置を選ばれているということですが、個別安置の計画数はどれぐらいになっているのかお尋ねします。

○黒見進也公園緑地課長

個別安置室の計画数は、10年と20年安置の合計で1152件となっております。令和6年度使用許可数の実績は、10年安置が57件、20年安置が89件で、合計146件になってございます。使用率は約13%となっております。

また、これらにつきましては、安置期間が経過し、合葬室に移動しましたら、使用していた場所は安置可能となります。現段階におきましては、近く不足する事態が発生するとは考えておりませんが、使用率を

注視していくことは必要であると考えております。

○岸田厚委員

利用される皆さんにはいろんな考え方があって、合葬式を選んだ中でやはり個別安置がいいという方もおられれば、そのまま合葬式というふうなことでの選択もあるというふうなので、今後どういった状況になるのかぜひ分析をお願いしておきます。

次に、この926件の使用許可によって、使用料が1億122万5000円という収入があるというわけですが、この合葬墓の管理料はどのようなことになっているのかお示してください。

○黒見進也公園緑地課長

受付業務に関してでございますが、令和6年度は混雑が予想されるため、別館4階に特設窓口を設置いたしました。それに伴う業務のために派遣職員の委託に要した経費が約280万円となっております。また、現場の受付、埋葬業務の委託に要した経費が約320万円となっております。合葬墓の除草、清掃等の維持管理業務に関しましては、完成して間もないため、手間がかからないこともあり、流木墓苑全体の維持管理業務の中で対応しております。また、記名板に関しましては、608件の申込みがあり、製作に当たり、127万円の支出をいたしました。

○岸田厚委員

今お話がありましたように、そんなに管理費はかかっていない。収入では1億円ぐらいのお金が入ってきたということで、今後整備するのに必要な経費となるというふうに思うので、この辺の活用についても十分検討していただきたいなというふうに思います。

新たな事業を行ったんですけれども、最後に生前予約についてお聞かせ願います。

今回、この合葬式墓地の許可に当たっては、生前予約も受け付けるというふうなことになっています。今まだ亡くなっていないけれども、自分が亡くなった後には入りたいなというふうなことを思っておられる方がどれぐらいおられるのかお示してください。

○黒見進也公園緑地課長

使用許可926件中、生前予約につきましては467件でございました。初めての事業でございますので、基準等はないのですが、運用開始前後の相談等を含め、生前予約については多くの方々に関心を持っていただき、また御利用いただいたと感じております。

○岸田厚委員

今お示しがありましたように、今回926件申請があった中で、生前で467件、約半数ということで、大変多くの方が、いずれ自分が亡くなったらこの合葬式墓地に埋葬してほしいということで希望されているということが分かりました。

事前に施設の見学もされているということもあって、また記名板なんかもつけていただけるということで、一定の関心があるのだなというふうに改めて感じたわけであります。

多くの市民の皆さんが要望され、できたこの合葬式墓地です。一人でも多くの岸和田市民が、こちらに安置される、そして希望される方が十分、生前予約も含めてですけれども満たされるよう、今後またいっぱいになってしまった場合どうするのかなというふうな心配もありますけれども、先ほどのお話では50年で7500件ということで、多分いけるだろうということですので、今後の推移も見ながら検討していただきますよう要望して終わります。

○高比良正明委員

それでは、決算書286ページの飼い犬登録等事業について伺います。

2022年6月1日以降、ブリーダーやペットショップなどの動物取扱業者は、犬を販売する際にマイクロチップを装着することが義務化されています。これに対して、同日までに犬を飼っている人のマイクロチップの装着は、努力義務というふうにされています。マイクロチップの装着による飼い犬登録の制度について、またその登録件数と割合についてお示しください。

○中浜忠義健康推進課長

本市におきましては、2023年4月1日から、動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護管理法に基づく狂犬病予防法の特例制度に参加しております。この制度は、マイクロチップが装着されている犬で、2023年4月1日以降に、環境省の犬と猫のマイクロチップ情報登録において本市を所在地として登録されている犬につきましては、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請がなされ、装着されたマイクロチップが鑑札とみなされる制度でございます。

令和6年度実績では、本市への犬の登録の件数1284頭に対して、同制度による犬の登録の件数が1084頭で、割合は約85%でございます。

○高比良正明委員

マイクロチップ装着の利点として、飼い犬が迷い犬として保護され、飼い犬を探す場合や災害時など、マイクロチップを装着していることで役立つことがあります。このような利点を含めたマイクロチップの装着については、どのように周知しているでしょうか。

○中浜忠義健康推進課長

犬のマイクロチップの装着義務や狂犬病予防法の特例制度につきましては、現在、市のホームページ上にて周知しております。

マイクロチップ装着の大きな利点としましては、委員御指摘のとおり、犬が迷子と

なり別の場所で保護されたときに、マイクロチップを読み取ることで飼い主情報にたどり着けることが挙げられます。マイクロチップの装着による利点は多くございますので、引き続き市のホームページなどで周知に取り組んでまいります。

○高比良正明委員

先ほどの答弁では、2024年度実績では約15%の飼い犬がマイクロチップを装着していないということになります。市のホームページ上で周知していくということですが、さらなる周知方法は検討していないのでしょうか。

○中浜忠義健康推進課長

毎年4月に実施しております、市内各所を巡回しての狂犬病集合予防注射の会場において啓発チラシを配架し、情報提供してまいります。

○高比良正明委員

せっかく予防接種で市内全体の犬が集まっているということになるわけですから、そこで周知して、迷い犬など不幸な目に遭うペットが少しでも減るよう周知の工夫を要望して、次の質問に移ります。

決算書290ページ、斎場管理事業について。2024年8月27日の令和6年第3回定例会本会議で昼馬議員が、2024年9月11日の決算常任委員会と12月20日の令和6年第4回定例会本会議で私が指摘して、斎場の火葬炉については、昨年度に修繕等をされたと思いますが、その後の状況を教えてください。

○吉井俊司市民課長

現火葬炉につきましては、令和8年4月に新斎場が供用開始されるまでの間、稼働できるように、年次計画的にメンテナンス修繕を行っておりましたが、令和6年度途中に予想していない箇所で突然大規模な故障が発生いたしました。故障の箇所は火葬炉の排風設備で炉の本体部分になります。

50年以上前の火葬炉ということもあり、設備の部品等を一から製造して組み立てる必要があり、かなりの時間を要し、令和6年度末によりやく修繕が完了したところでございます。

○高比良正明委員

火葬炉の修繕が完了したものの、現在も火葬予約を6枠で運用しているというふうに聞いています。昨年度、予算の燃料費などの需用費96万4832円と委託料121万1498円の不用額を使えば、火葬炉のほかの箇所の修理等もできたのではないのでしょうか。

○吉井俊司市民課長

予算不足というよりは、古い火葬炉を何とか稼働させるため、修理の方法などの対処に苦慮したところでございます。

委員お示しのとおり、火葬予約については、1日最大8枠の火葬を行うところ、現在も6枠の火葬に制限しているため、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしているところでございます。現状においても、修理した火葬炉以外の排風設備にも異常があり、稼働できない炉がある中、残りの使用可能となっている火葬炉について、新斎場の供用開始までの間、小まめにメンテナンスを行い、何とか現状の1日6枠で火葬できるように努めているところでございます。

○高比良正明委員

それでは、市民をお待たせしないよう、2026年4月から使用予定の新しい火葬炉を少しでも早く稼働することはできないのでしょうか。

○吉井俊司市民課長

新斎場の運営主体が現岸和田市貝塚市清掃施設組合となり、令和8年4月1日からの供用開始に向けて、施設管理運営を担う指定管理者と様々な調整を行っているところでございます。

新斎場の施設整備が完了したとしても、

完了検査、火葬炉の試運転、運転に係る準備等を経て、令和8年4月1日直前に引渡しに関連する様々な手続等が完了するスケジュールとなっていることなどを踏まえると、現実的には難しいと想定されます。

○高比良正明委員

新斎場の供用開始まで残り約7か月となりますが、残りの稼働している火葬炉がさらに故障して、さらに市民に迷惑がかからないよう、小まめにメンテナンスを行い、スムーズに新斎場へ運営をバトンタッチできるように現火葬炉の維持管理に努めていただくようお願いして、次の質問に移ります。

決算書296ページ、ごみ収集事業について。本市のごみ収集方法について、多くの方がごみ集積所まで持っていかれていると思います。本市のごみ出しの現状はどうなっているのでしょうか。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

委員御指摘のとおり、住宅開発する際はごみ集積所をつくっていただくことを原則としております。本市のごみ収集はステーション方式を原則としております。

○高比良正明委員

たしか、そこで3軒以上あれば、ステーションをつくるんやというふうに聞いております。

全国的な問題ですけれども、本市においても単身高齢者や老老介護世帯が増えております。ステーション方式を原則とするのであれば、ごみ集積所までごみを持っていくことが困難であり、ごみ出しを支援してほしいという方が増えていると思われますが、本市の支援状況はどのようになっているのでしょうか。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

粗大ごみ排出の際に、身体状況等により支援が必要な場合は、本市職員が自宅内までお伺いし、たんすなどを運び出すふれ

あい収集を実施しております。普通ごみや資源ごみの収集に関しましては、同様の支援は現状ございません。

○高比良正明委員

2017年3月策定の第4次地域福祉計画においては、ごみ出し支援が課題として認識され記載もありましたが、2022年3月に策定された、現在の計画である第5次地域福祉計画では記載がありません。住民サービスを切るだけであった永野市政の象徴の1つですが、市政の後退であり非常に残念です。

先ほども申し上げたとおり、単身高齢者等世帯は増えており、粗大ごみに限らず、日々のごみ出しにも支援を必要としている方は多くいるはずです。佐野市政ではそういった市民へのふれあい収集の検討は進んでいるのでしょうか。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

担当課といたしましても、高齢社会が進んでいることによる課題と認識しております。他団体でも取組事例がございますので、そういった事例も研究を進めております。今後は、福祉部局とも連携し、早急に協議、検討を進めてまいります。

○高比良正明委員

市長が替わったとはいえ、一旦第4次地域福祉計画で市民に約束しておきながら説明もせずに抹消するとは、今さらですが、これまで何重にも積まれてきた市民への裏切りです。高齢社会はどんどん進んでおり、今後もニーズが高まるのは間違いありませんから、高齢者に配慮する佐野市政として、ぜひとも本格的な検討を始めるようお伝えして、質問を終わります。

○友永修委員

決算書298ページ、299ページ、及び事務報告書79ページの地域美化事業の中のきれいなまちづくり条例啓発活動についてお聞

きします。

過去の一般質問等でも東岸和田駅周辺の美化について質問、また提案、要望などを行ってまいりましたが、その後どのような取組が進められてきたのか、お示しをお願いいたします。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

年2回、通勤通学の時間に合わせまして、きれいなまちづくり条例への御理解、ポイ捨ての禁止について御協力を求めるため、ティッシュを配るとともに声かけをし、啓発を行っております。

○友永修委員

ティッシュを配るなどの啓発活動を実施しているとのことであります。私も、駅立ち中に啓発活動に遭遇し、確認しております。しかし、年2回ということで、回数にも限界があり、効果も限定的ではないかと考えます。また、喫煙者が実際に駅前でポイ捨てする光景も見かけてきております。

そういったポイ捨てをなくすためにも、以前から駅周辺への喫煙所の設置等を検討するよう要望してまいりましたが、取り組むとの答弁を頂いております。その進捗状況についてお示しをお願いいたします。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

駅前の喫煙所の設置等について、我々廃棄物行政の観点でありますとか、道路管理、公園管理、受動喫煙防止等の観点から、関係部署が集まりまして会議を開催し、検討を進めてまいりましたが、現状、結論には至っておりません。引き続き、関係部署と連携を図り、検討を進めてまいります。

○友永修委員

関係部署が複数にまたがり、調整しづらいということは理解しております。岸副市長、また藤浪副市長がしっかりと連携を取っていただいて、積極的な検討を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

今後も検討状況を確認してまいりますので、
よろしくお願いいたします。以上です。

○河合達雄委員

決算書282ページの健康推進課の看護師等
養成支援事業において、補助金の算出根拠
についてお示ください。

○中浜忠義健康推進課長

看護師等養成支援事業は、岸和田市にお
ける看護師養成所の運営を助成すること
により、当該養成所の運営基盤の充実を図り、
養成される看護師の資質の向上を通じて、
地域医療及び公衆衛生の充実に資すること
を目的とする事業でございます。補助金の
対象となる看護師養成所は、岸和田市医師
会看護専門学校及び久米田看護専門学校の
2校となっております。

補助金の算出根拠ですが、まずは在籍す
る学生1名当たりの補助単価を10万円とし
ております。これに当該年度の4月15日現
在に在籍する学生の総数を乗じた金額に、
前年度末の卒業生の岸和田市内における就
職率を調整率として乗じた金額となってお
ります。

○河合達雄委員

756万円の不用額が発生していますが、不
用額が発生した理由についてお聞かせくだ
さい。

○中浜忠義健康推進課長

令和6年度予算編成時には、看護専門学
校に在籍する学生数を2校ともに学則上の
定数120名、卒業生の岸和田市内における就
職率である調整率を0.9として、2160万円で
予算計上しております。

令和6年度の実績ですが、岸和田市医師
会看護専門学校に864万円を支出しており
ます。これは、在籍する学生数96名に補助単
価10万円を乗じた額960万円に対しまして、
市内就職率が52.2%でしたので、調整率0.9
を乗じて得た金額の864万円でございます。

久米田看護専門学校には540万円を支出して
おります。これは、在籍する学生数108名に
補助単価10万円を乗じた額1080万円に対し
まして、市内就職率が36.7%でしたので、
調整率0.5を乗じて得た金額の540万円で、
2校合わせた支出額は1404万円ございま
す。

結果的に、学生数が定数に満たなかった
こと及び市内就職率が当初の見込みより低
かったため、756万円の不用額が生じたもの
でございます。

○河合達雄委員

それでは、学生1名当たりの補助単価が
10万円ということですが、これは学生に還
元されるものなのでしょうか。

○中浜忠義健康推進課長

支給する補助金は、看護師養成のための
実習費用や教材費など、看護専門学校の運
営費の一部として充当していただくもので
ございますので、学生個人に還元するもの
ではございません。

○河合達雄委員

不用額から見ても、卒業生の市内医療機
関への就職率が低いのではないかと生まれ
ます。卒業後の就職先や進路について調査
しているのでしょうか。

○中浜忠義健康推進課長

看護師として就職した卒業生の就職先
につきましては、看護専門学校から報告し
ていただいております。卒業後の進路の動向
や傾向について調査するとともに、看護専
門学校に対しては、昨今の看護師不足の現
状を鑑み、市内医療機関への就職により地
域医療の担い手となる人材を育成してい
ただきたいという思いをお伝えしてまいり
ます。

○河合達雄委員

市の思いと、学校側の働きかけには若干
温度差があるように感じています。もっと

市からも学校側に対して、卒業生が本市内で勤務していただいてこそ、本市からの補助金が自分たちの事業の形として学生へも還元されるんだと、周知を働きかけていたきたいと思います。

そのような取組がなされることで、他市から通われている学生に対しても、本市への愛着感を持っていただき、市民を助け、市民として居住していただく理由として認知も頂けるのではないかと提言して、私の質問を終わります。

○小西拓模委員

事務報告書78ページ、決算書298ページ、299ページに記載の地域美化事業について伺います。

本市では、町中に書かれてしまった落書きの消去活動に対し、ペンキ等の消耗品支給やブラシの貸出しなど支援を行っていること承知しておりますが、令和4年度以降の具体的な支援件数とその内容について、実績をお示しください。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

委員御指摘のとおり、本市では、令和4年度から町なかの落書きを消去していただく町会等の団体に対しまして、ペンキなどの消耗品の支給、その他ブラシの貸出しなど、消去活動への支援を実施しております。支援実績は、令和4年度が7件、令和5年度が5件、令和6年度が8件となっております。

○小西拓模委員

本事業における実績を教えていただきありがとうございます。今お示しがあつたとおり、直近では、令和6年度に8件あつたということですが、支援件数は本市の落書き数からすれば、依然として伸び悩んでいる状況で、町なかにはまだまだ落書きが目につく状況でございます。

制度の認知が十分に浸透していないとい

う可能性はないのか、これまで市としてどのような方法で制度の周知を図ってきたのか、具体的な取組内容をお聞かせください。

○宅田裕樹廃棄物対策課長

制度開始当初には、連合会長会議におきまして、制度創設についてお知らせするとともに、御協力を依頼させていただいております。また、広報きしわだ令和5年11月号の特集記事におきまして、実際に活動に参加された方の声を紹介しまして、支援についても周知を図ったところでございます。

申請書類等につきましては、ホームページからもダウンロードしていただけるように掲載しております。

また、今年度は落書き防止の一環として取り組んでおります落書き防止ポスターも、昨年度までとは趣向を変更いたしまして、実際に消去活動に取り組んでいただいております岸城中学校の生徒さんたちの活動状況を掲載いたしまして、皆さんが大変な思いをして消去していることを共有し、そういった活動への理解を深めることによりまして、落書きを抑止する効果を期待したものとさせていただきます。引き続き、多くの方に支援の趣旨を御理解いただき、活動していただけるよう周知に努めてまいります。

○小西拓模委員

校区連合会をはじめ、岸城中学校の子供たちも夏休みに集まって消去活動していただいているというふうにお伺いしておりますが、町会等の皆様も、夏場の暑く厳しい気候の中でも、自発的に活動に取り組んでくださっているということ、これは本当に骨が折れる作業で、大変な思いをして消してくださっていることに改めて私自身も感謝申し上げるところですが、先ほども言いましたが、現在も市内には多くの落書きがまだまだ残されており、地域の景観やまち全体の安心感に影響を与えています。制度

の存在をこれまで以上より多くの方に知っていただき、積極的に活用していただけるよう、今後も広報の工夫と周知の強化に努めていただきたいと思います。

また、とはいえ、物品の貸出しだけでは個人の住居や持ち物など直接的な関係性がない限り、貴重な時間を割いてまで取り組む動機にはなりにくいのかなというのが実情かなと思っています。落書きのないきれいなまちというのが本来目指すべき目標だと思いますので、支援の在り方について、より実効性のある方法を検討していただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。

○京西且哲委員

環境保全事業と自然環境保全事業について併せて質問します。

今の落書きもそうなんですけども、岸和田市内、特に市街化調整区域に不法と言っているのか、いろんなものが野積みされて、多分担当課にも幾つも苦情なり、相談が上がっていると思います。私も1件抱えている分があって、担当課に話をしていますが、一向に改善しない。こういうものにどのように対応しているのか、まずお答えください。

○重田昭裕環境保全課長

委員御指摘の事業所には、様々な物品、雑品などを扱っているところがございますが、それぞれの法律に基づく許可申請が必要な場合もあり、それを行っている事業所がございます。

市の対応といたしましては、環境保全課ではまず、市民から、その事業所から発生する騒音、振動、粉じん、水質汚濁の苦情が寄せられており、これらの公害規制関係法令に基づき、騒音、振動の基準を超過しないことや、粉じんを飛散させないことや、廃油などを適切に処理するよう立入り指導

を行っております。また、法令によりまして、それらの事業所には大阪府も法令に基づいた指導を行っている場合もあり、府と市が同時に立入調査を行ったこともございます。

○京西且哲委員

それらは、それぞれの場所も含めて、業者は、業を行う上で市に対して届出の必要とか、許可を取りに来ているという状況はあるんですか。

○重田昭裕環境保全課長

それらの事業所が行うべき手続について、これらを行っている事業所もございますが、これらの許可を受けていない事業所もございます。現在、関係法令を所管している担当課が指導しており、我々も指導しているところでございます。

○京西且哲委員

かなり大々的に市街化調整区域が特にそうなんです、土地の形状を大きく変更してですね、野積みするなり、作業しています。これは多分担当課も認識していると思いますし、そこから騒音であつたりとか、粉じんであつたりとか、地域住民から苦情が来ていると思います。こういう場合、土地の形状を大きく変更しているというのは、届出は要るんですか。

○重田昭裕環境保全課長

まず、土地の形状を変更しているということで、想定されるのが、敷地を造成する際の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可が必要な場合があると考えておりますが、これらの許可を取っておる事業所と取っていない事業所があつて、取っていない事業所には指導しているところということでございます。

○京西且哲委員

本当に取っているところはあるんですか。これ、どう見ても取っていないと思うんで

すけど。それ取っているところ、申請が出て、許可しているという、土地の形状も含めて、それはあるんですね。

○重田昭裕環境保全課長

あります。

○京西且哲委員

では、また後ほど教えてください。

令和7年6月議会で、南議員が同趣旨の質問をしました。そのときに、担当部は、市街化調整区域についても、土地利用の在り方などを含めて今後引き続き庁内の関係部局で情報共有して、対応を考えていくという答弁をされているんですが、今現状どうなっていますか。

○重田昭裕環境保全課長

それぞれの関係法令等を所管している担当課とは協議しておるところでございますが、国でも、こういった事案が問題になっておりまして、全国各地で課題となっております。

国では、学識経験者で構成する中央環境審議会の中にヤード環境対策検討会を設置し、廃棄物に該当せず、廃棄物も含めてですが、不適正な処理により生活環境に支障が生じる雑品スクラップなどに対して、適正な処理を確保し、生活環境の保全を図るための所要の措置について検討を進め、先日、この検討会から、全国で統一的な法制度の創設が必要と答申がなされましたので、今後、この国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○京西且哲委員

そなん待っていて、解決するわけないですやん。多分、覚えている人はこの中にいると思うけど、平成11年に蜻蛉池公園で全国育樹祭がありました。このときに、蜻蛉池公園の近隣の場所で、廃棄物が不法投棄されて、山積みになってすごい量が投棄されました。これ新聞にも、事件にもな

りましたし、こういうことを岸和田市は経験しているんですよね。結局撤去できずに、見かけだけ山の上だけ撤去して、景観だけというか、何となく収めたということになっています。こういう経験をしている行政が、これもう25年ぐらいになるのか、全く対応というか対策を取れていない。今、現状も日々苦情なり、相談が上がっているにもかかわらず、全く解決できていない。これを、国の動きはもちろん大事やと思うんですけども、岸和田市としてどのように考えているのか。そら立入りというか、行っているんでしょうけれども、解決した案件ってあるんですか。

○重田昭裕環境保全課長

ほとんどがそれぞれの法律によって指導中という案件となっております。

○京西且哲委員

全てそれなんですよ。解決は一個もしてないんですよ。だから、その解決をどうしたらいいか、どうすれば解決できるかということをやっぱりしっかり考えないと、さっきの落書きも一緒なんですけども、書かれたやつを消しに行くだけでは、そなんたちごっこですよ。要は、不法に土地の形状を変更して、そういう行為に及ぶ、これをやっぱり最初に止めないと、大量に物を置かれてしまうと、こんなん処理できないですよ。今言うように、置いているものによって、ごみではなくて、有価物なので、仮置きして売却するんで、それは手がつけれないとかって言いますよね。こうなる前にやっぱり手を打たないと多分無理やと思います。

土地の形状の変更については、一般的に山を削って造成していくというのは、これはどこの所管になるのか。あるいは、農地のエリアでも起こっていると思います。これについてはどこの所管になるのか、そこ

をちょっと教えてください。

○重田昭裕環境保全課長

宅地の造成ということでは、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づくものなので大阪府の所管となっており、農地を転用すべき、農地法の転用許可については岸和田市農業委員会が所管となっております。

○京西且哲委員

土地の形状で造成するというのは、うちの建設指導課ではないんですか。岸和田市は関われないんですか。

○重田昭裕環境保全課長

宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法に変わりました。この所管が大阪府となりました。

○京西且哲委員

分かりました。じゃあ岸和田市としては、全く手がつけれない。突然山を削られて、造成が始まった。これについては、今どう対応しているんですか。大阪府の所管ということで、岸和田市が目にしたときはどうしているんですか。

○重田昭裕環境保全課長

本市がその現場を目撃して発見したときには、大阪府の所管課へ連絡することとしております。

○京西且哲委員

それで対応できるんですか。やっぱり最初の動きで止めないと、無理やというのは分かっていますよね。私も事例としてそういう通報を受けて、ちょっと土地はどこか忘れましたけども、所管課へ連絡しました。造成で止まりました。そこへ何かを置く予定やったみたいですけども、やっぱり止まりましたよ。だから、行政が、大阪府が責任の所管であったとしても、やっぱり地元の行政として、大阪府の依頼を受けるなり何か委託を受けて、そこへ立ち入っていかないと、止まらないですよ。

だから、私は今既に現場としてそういう行為が行われているところというのはなかなか難しいと思う。しかし、これ以上広げないために、きちっとやっぱり立ち入って、初期の行動で抑えていかないと無理やと思います。そのためには、市の職員の皆さんも日々活動というか業務で市内を回っています。こういうことを目にしたときには、やっぱりすぐに庁内で対応していく。そのためのやっぱり窓口を設置すべきやと思います。いわゆる通報を受ける窓口。それぞれの所管課は自分のところではないという意識でおるのかも分かりますけども、やっぱりこういう、もちろん市民も含めて、まずやっぱり職員が日々の業務の中で目にしたときにはすぐ対応する。こういうやっぱり体制を組むべきやと思っています。

多分、環境保全課では無理。私は、やっぱり市長直轄の、そういう通報を受ける窓口は設置する時代に来ているなと思っています。ぜひそこは検討してほしいと思います。

最初が大事ですよ。こんなん、地主も含めて、業者も含めて、ここでお金が発生しているんですよ。止まるわけないんですよ。やっぱり最初の時点で、宅地造成なのか、違法に何かを造成して、物を資材置場として置こうとしているのか、ここはやっぱり日々チェックして行って、立ち入って相手の意見を聞いて、その都度状況を把握していかないと多分止まらないですよ。

ぜひそういう形で、市長も、やっぱりそういう情報を受ける市長直轄の窓口というか、電話番号でもいいし、メールでもいいし、受ける窓口をぜひつくってほしい。でないと、多分対応は無理。その後の苦情は環境保全課が聞くけど、行ったところで相手されへんのです。外国人であつたりとか。登記もしてない。誰と話してええか分から

んまましているんですから、だからやっぱりそこらは、最初の対応をきちっとできるように、早い段階で手を打てるようにやっぱりつくっていただきたいと思っています。そういうことです。よろしくお願いします。

○屋馬光一委員

事務報告書75ページの公害対策事業
(3) 化学物質対策について質問いたします。

ダイオキシン類環境濃度調査について、表の中に、大気1地点、土壌1地点、河川水質1河川1地点、底質1河川1地点と書かれていますが、どこで測定しているのか教えてください。

○重田昭裕環境保全課長

令和6年度のダイオキシン類の濃度調査地点につきましては、委員御指摘の大気は地蔵浜町の大北下水ポンプ場、土壌は岡山町の黄金塚第一公園、河川水等は西大路町の牛滝川の高橋で調査を行っております。

○屋馬光一委員

それでは、調査する場所はどのように決められているのですか、教えてください。

○重田昭裕環境保全課長

ダイオキシン類による汚染の状況の常時監視は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定により、都道府県知事の法定受託事務となっております。

大阪府は二級河川の最下流である春木川、春木橋を隔年で行っており、河川水質を年2回、底質を年1回実施しています。土壌及び地下水につきましては、大阪府域をローリングで調査しているため、直近で実施されたのは、土生滝町で地下水質を年1回、岸和田市立東葛城小学校で土壌を年1回です。

現在、岸和田市域には、大阪府が実施する大気に関する測定地点はございません。

本市では独自に工業地域周辺の環境状況を把握するため、大気は地蔵浜町の大北下水ポンプ場で年2回測定しています。

また、二級河川である牛滝川の最下流、そして大津川への合流前の西大路町の高橋で河川水質及び底質の調査を実施しております。土壌については、大阪府に倣い、ローリング調査を実施しておるところでございます。

○屋馬光一委員

法律の報告義務のある事業所の周辺で調査しているということは、これからダイオキシン類対策特別措置法の対象となる施設が新規に建設された場合は、それらの調査地点を変更する場合がありますか、教えてください。

○重田昭裕環境保全課長

法律の報告義務のある事業所周辺で調査しているということではございません。現在のところ変更する予定はございませんが、事案の発生によりまして、調査地点の変更等も検討してまいりたいと考えております。

○屋馬光一委員

なぜこの質問をするのかといいますと、忠岡町と和泉市に近々に産業廃棄物の焼却炉ができると聞いています。岸和田市内ではないのですが、煙は隣接している岸和田市に来るでしょう。ダイオキシンなど、市民は不安を抱える人たちもいますので、その心配を少しでも解消していただくよう丁寧な対応をお願いして、この質問を終わります。

○河合達雄委員

事務報告書114ページ、健康増進事業のがん検診についてお聞きします。

他市における事例を見ますと、がんパック検診を実施している自治体がありますが、本市ではがんパック検診を実施しているのでしょうか。

○中浜忠義健康推進課長

本市におけるがん検診につきましては、健康増進法及び厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診及び子宮がん検診の5種類のがん検診を実施しております。各種がん検診は保健センターでの集団検診や、市民センターでの巡回健診として受診する方法と医療機関において個別で受診する方法がございます。

なお、各種がん検診における令和6年度の受診率は、それぞれ肺がん検診が10.8%、胃がん検診が3.8%、大腸がん検診が9.0%、乳がん検診が12.3%、子宮がん検診が13.3%となっております。

他市事例のようにがんパック検診という呼称は用いておりませんが、これらのがん検診は、全ての項目をセットで受診していただくことができますし、また、御本人の希望により受診項目を選択して受診していただくことも可能となっております。

○河合達雄委員

それでは、それぞれのがん検診の受診率について、差異が生じているのは、がんをパックで受診できることを前面に押し出していないことが原因ではないのでしょうか。

○中浜忠義健康推進課長

がん検診の受診率に差異が生じている原因としましては、がん検診を受診することができる条件が、がん検診ごとで異なっていること、現在治療中の方や勤務先で受診できる方は、市が実施するがん検診の対象外となることなどが原因として挙げられます。

○河合達雄委員

本市でも、以前より、御希望の健診項目をセットで受診したり、または健診項目を選択して受診できることが分かりましたが、

受診率が芳しくないようです。市民への周知方法を工夫すれば受診率の向上につながるとは思われますが、いかがでしょうか。

○中浜忠義健康推進課長

周知方法としましては、毎年度作成する健康だより、がん検診の日程や対象者、申込方法等について御案内しております。そのほかにも、市のホームページや広報紙、市の公式LINEなどでも周知するとともに、がん検診受診勧奨案内を個別通知するなどして受診率の向上に取り組んでいるところでございます。

ただし、健康だよりや市のホームページ上の記載では、受診可能ながん検診を同日にまとめてお受けいただけることについて分かりづらいという御指摘も頂いておりますので、市民の目に留まりやすく、検診を受診してみたいという動機づけにつながるような工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

○河合達雄委員

富田林市では、がんパック検診を市のホームページに記載していますが、堺市や大阪市に行かねばなりません。それに比べれば本市は市内で受診できるのですから、もっと便利であると広報すれば、受診率は上がるはずです。本市事業はほかのことについても、議会でも広報が不得手だと度々指摘を受けていますので、見やすい工夫を要望して、質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、4款衛生費の質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、5款労働費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○船橋恵子魅力創造部長

決算書304ページ、305ページをお願いいたします。5款労働費、予算現額5473万7000円に對しまして、支出済額は4986万7085円で、不用額は486万9915円でございます。

主なものといたしまして、次ページ、306ページ、307ページをお願いいたします。左ページ、事業別区分欄一番上、シルバー人材センター運営支援事業に1070万余円の支出でございます。これは主にシルバー人材センターの運営に対する補助金でございます。

その下、勤労者互助会支援事業の750万円でございますが、勤労者の福利厚生事業を実施する岸和田市勤労者互助会に対する補助金でございます。一番下、地域就労支援事業に388万余円の支出で、これは主に奨学金の返還をしながら、新たに市内で働く市民に対する返還支援金の交付金などに要した経費でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○藤原豊和委員

それでは、地域就労支援事業について伺いいたします。

事務報告書の140ページ、141ページになります。（2）雇用対策のうち、きしわだ就職フェア2024と岸和田・貝塚合同就職面接会の個人の参加者数や企業の参加者数の実績、また新規雇用件数について、またそれらの昨年との比較について教えてください。

○上東東産業政策課長

御質問の両事業につきましては、いずれも、市内で働くことを希望する求職者と地域の人材を求める市内の企業を対象に、新

規雇用の創出などを目指した、合同の就職面接会の事業でございます。

実績といたしましては、令和6年度は、両事業合わせて55社の企業に御参加いただきまして、合計176名の来場者がございました。最終的に、面接を経た後に採用、新規雇用につながった方が31名となっております。

前年との比較としましては、令和5年度は、両事業合わせて参加企業数は同じく55社でございますが、来場者は127名で、最終の雇用者は22名ということで、いずれも前年の令和5年度を上回っているという状況でございます。

○藤原豊和委員

前年と比べて、全て参加者数、社数ともに増えているというところはしっかりと取り組んでいただいていると思います。

お伺いしたいんですが、例えば民間などの就職フェアでは、参加の申込み人数だったりとか実際の参加者数とか、あと各社のブースの来客人数、それに参加者の内定数だったりとか、もちろん参加企業数などをK P I に置いて、最終的な新規雇用件数を目標とすることが多いかなと思いますが、本市が行ったこれらの面接会ではこういった数値を、例えば中間指標もしくは最終目標とされていたのかについて教えてください。

○上東東産業政策課長

最終目標は当然、新規雇用が目的でございますので、その方を1人でも増やしたいというところで、目標、ゴールは設定しておったところでございますが、一方で、雇用者数だけを成果の指標にするというのは正確ではないのではないかなと考えているところでございます。

面接を受けなくても、会場にふらっと来られて、状況、雰囲気を見に来たという方

もいらっしゃいますし、また、面接会と同時にセミナーなんかの開催をしております。これは、例えば高齢者に向けたお仕事の説明会ですとか、レジ打ち体験みたいなお仕事体験会みたいなのを開催させていただいたり、あとは、自分の性格判断なんかも含めたEQ自己診断というセミナーも実施したりしております。あるいは、女性に面接対策としてのメイクアップセミナーみたいなことも同時に開催しておりますので、このセミナーを受けるために来られる方もいらっしゃいますので、一定そういう方にも効果があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

ただ、最終的にやっぱり就職者数を増やすということが目標になってございますので、そのためにはまず一人でも多くの方に知っていただいて、現場に足を運んでいただいて来場者を増やしていくというようなことに取り組みたいというふうに考えてございます。

○藤原豊和委員

きしわだ就職フェア2024の目的が、その場で直接的な雇用のみだけではなくて、個人側の参加者の就業意欲を醸成することになることもよく分かりました。

近年、売手市場と言われておりますので、企業側から見ると、採用難という状況でもありまして、そこに向けて、就職希望者を増やすことというのは非常に重要だと思いますので、ぜひこの取組は続けていただきたいと思っておりますが、ちなみに参加者人数みたいなところが、今のでいくと、本市の目標というか目的に一番合致する部分かなと思うんです。この令和6年度については、参加者人数の目標設定みたいなことを具体的にされていたのかどうかについて教えてください。

○上東東産業政策課長

具体的な目標設定はしてございません。ただ、1人でも前年を上回るようにというふうには考えては対応しております。近年、ちょっと参加者数が少のうございます。コロナ禍前に比べると、減ったままの状態でございますので、これを少なくともコロナ禍前の数字までには復活できるように、事業の内容、セミナーなんかも工夫なんかもしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○藤原豊和委員

参加者人数の設定をぜひ、具体的なものをできれば今後していただいたほうが、より具体的な工夫とか努力につながるんじゃないかなというふうに思います。

関連セミナーというのも非常にすばらしいというか、こちら参加者を増やす目標にはかなっている取組かなと思いますし、あとは参加企業数も増えているということなんですが、こういったセミナーというのが大体企業が増えれば、参加者が増えて、参加者が増えれば企業が増えるみたいな相関があると思いますので、企業の参加者を増やすのを、個人側を増やす手段の1つとしても考えていける部分があるんじゃないかなと思いますので、鶏が先か、卵が先かみたいな話になるんですが、こちらぜひ、個人参加者を増やすという目標に対して、いろんな手段を考えていただければいいんじゃないかなと思いました。

一方でまた、参加企業のニーズと就職希望者のニーズのミスマッチみたいなものもあるんじゃないかなと思います。例えば、人気のある業種や職種の偏りがあつたりとか、もしくは逆に個人側でも、内定が出る方の偏りなんかの課題もあるんじゃないかなと思いますので、今後はこれらも状況を調べて、課題であれば課題として取り組んでいただいて、この岸和田市を、企業から

見れば採用しやすいまちに、そして就職希望者からすると、希望する求人がたくさんあるまちにしていっていただくことを期待して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○岸田厚委員

同じく、事務報告書140ページ、141ページの地域就労支援事業のうち、奨学金返還支援補助についてお尋ねいたします。

補助金の上限額と申請件数についてはどのようなになっているのかお示してください。

○上東東産業政策課長

本制度につきましては、令和5年度から、当面3か年の予定で取り組んでいる助成制度でございまして、大学在学中に独立行政法人日本学生支援機構などから受給した奨学金を返還しながら市内で働くことになった若い世代の方たちに対して、返還奨学金の一部を助成するということで、若者たちの地域における就労を促進する、あるいは企業の人材確保に貢献するというものでございます。

上限としましては、実際に返還した年間返還額の3分の2以内で、お1人最大12万円を上限として補助することとしてございまして、制度開始の初年度の令和5年度については12名に御利用いただき、昨年度、令和6年度は27名から御申請がありまして、総額246万円を交付したところでございます。

○岸田厚委員

初年度に比べてほぼ倍に伸びているということですが、令和6年度の当初の予定件数、予算額、執行率はどのようなになっていますか。

○上東東産業政策課長

令和6年度予算は、予算見積りで最大50名分、498万円の予算額とさせていただきまして、執行率で言いますと約49.4%になってございます。

ちなみに、令和5年度の予算額は同額で、執行額は117万2000円でしたので、執行率としては約23.5%になってございます。

○岸田厚委員

この制度というのは、市内で働く人たち、若い人たち、また雇用する事業者にとっても、大変有益な制度だというふうに思います。しかし、予算の半分程度しか執行できていないというのは大変もったいないような気がするんですけども、周知、PRがやはりなされていないのかな。利用者を増加することがやっぱり必要だというふうに思うんですけども、この制度に対する利用者の声や要望などをお聞きしているのかお示してください。

○上東東産業政策課長

実際御利用いただいた方には簡単なアンケートを取ってございまして、そのお声のほとんどは、来年度以降も利用したいという声や、あるいはほかの人にも知らせてあげたいというお声が大半でございました。

一方で、この制度を知って、また使ったことによって市内で働くということを決めたのかということや、あるいはこれを機に市内に転入されたという方については、残念ながらほぼ皆無でございまして、なかなか地域就労や定住促進のインセンティブにはなっていないというようなことが実情でございます。

しかし、一旦この制度を使って市内に就職いただいた方については、今後も御利用が見込めますので、市外への転出抑制にはつながっていくのではないかなというふうに考えてございます。

また、事業者側の方々からは、雇用確保や若手社員の募集に役に立ったというお声も直接頂いてございますので、事業者の雇用対策としての経営支援にもつながってい

るものというふうに考えてございます。

あと、お問合せで一番やっぱり多いのは、新規の就労ではなしに、前から市内で私、働いていて、奨学金を返しているんですけども、そういった人は対象にならないんですねということで、我々も対象にしてほしいというような声を一番多く頂いているところでございます。

○岸田厚委員

お話がありましたように、私も少しアンケートを見せていただいたんですけども、この制度をどのようにして知りましたかということで、会社から紹介を受けたという方が一番多かったということになっているということで、会社もやはり、就職あっせんするときにこういった事業があることが1つの就職の決め手にもなっている部分もあるのかなというふうに改めて感じました。

それと、先ほどお話がありましたように、新規就労ではなく、事前から、市内で就労されている方も対象にしてほしいという要望があるということで、対象とならない人からの要望があることも分かりました。

事業者視点の観点からも本制度を継続した上で、より利用しやすい制度、より多くの方が対象となるような制度へやっぱり拡充、充実するべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○上東東産業政策課長

今年度、令和7年度で予定してございました3年目を迎えますので、改めて詳細について効果検証の上、事業継続の可否については今後判断していきたいと考えているところでございます。

仮に継続するといった場合についても、その際は制度の内容を見直して、より利用していただきやすく、多くの方々の支援につながるような内容にできないかというふうに検討してまいりたいと考えます。また、

事業者側の支援にも直接つながるような制度にできないかということも併せて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

現在、大阪府におきましては、企業による奨学金の代理返還制度というのを推奨してございます。これは、従業員に代わって奨学金を貸与している団体に会社が直接奨学金を返金するというような制度でございますが、この制度を大阪府が非常に力を入れて導入を促進しているところでございますので、事業者支援の観点から、この代理返還をした企業に対して何か支援ができないかということも併せて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○岸田厚委員

この奨学金の問題というのはやはり国でも大変重要に感じていると同時に、やはり、一旦専門学校や大学を卒業していざ就職しようとしても、自分に奨学金という借金がかさんだまま就職しなければならないということで、大変生活に重荷になっている卒業生がたくさんおられるという実態があります。

この制度がただ単に今回のこの3か年で終わってしまうのではなくて、やはりこの岸和田の魅力を向上する意味でも大変重要な施策の1つだというふうに感じていますので、ぜひ継続されるよう要望して終わります。

○南加代子委員

事務報告書の140ページ、141ページの地域就労支援事業についてお伺いしたいと思います。

まず、誰もが社会参加し、活躍できる場がつくられている、これがこの事業の目的として位置づけられていると思います。その目的を踏まえた上でお尋ねしていきたいと思います。

地域就労支援事業に御協力いただいている企業は、年々新たな参加もあって、前向きに取り組んでいただいていることは承知しております。その中で、支援対象者が安心して就労に向かえるよう求人の選択肢が広がることは大変重要です。そこで、本市では、各事業者の求人募集状況をどのように把握されて、支援対象者とのマッチングや事業の充実に生かしているのかをお答えください。

○上東東産業政策課長

事業者側の求人募集の状況につきましては、ハローワーク岸和田から情報を頂きまして、その情報に基づき把握に努めているところでございます。ハローワーク岸和田からは毎週求人の情報を御提供いただいていますし、あるいは求人数や求職者数といったところからの有効求人倍率の数字なんかも、毎月、情報として御提供いただいているところでございます。

また、ハローワーク岸和田のほかにも、岸和田商工会議所や岸和田労働基準監督署などと共に岸和田雇用対策委員会というものを組織しまして、この組織の中で情報の共有や雇用確保に向けた事業の実施などを行っているところでございます。

○南加代子委員

この事業の目的には、雇用の機会と場を創出する支援をやるとありますので、貴重な提供をされていると思いますが、伴わせて、これからもこの支援対象者の多様な状況もあります。その希望に応えられるよう、求人情報の幅や質の向上に向けた工夫もぜひ検討いただきたいと思います。

では、雇用の現場では事業者の方々から、人材確保や制度面での支援について様々な要望が寄せられていると感じております。本市では、そうした事業者の声をどのように受け止めて、この地域就労支援事業など

に生かしておられるのかお聞かせください。

○上東東産業政策課長

事業者の方々からは、やはり大きく人手不足だというお声を一番多く頂いてございます。特に専門人材の不足が顕著であるというふうに感じているところでございます。

ハローワーク岸和田は所管が岸和田市と貝塚市にまたがりますけれども、この両市の状況でございますが、ハローワーク岸和田からの情報によりますと、直近で先々月の7月の有効求人倍率は0.91倍というふうになってございまして、これは求職者数としては、全体では足りているということになるんですけれども、分野別で見ますと、介護や医療、土木建設業などの分野では3.3倍とか3.5倍というような状況になってございますので、求職者は大幅に不足しているという状況でございます。

このため、私どもとしましては、一方で再就職していただく支援だとか、地域就労というやっぱ観点から、例えば介護職員の初任者研修などの専門資格を取れるような職業能力開発支援策ということなんかを、先ほど申し上げた岸和田雇用対策委員会としても実施しているところでございます。

○南加代子委員

この専門人材の不足に対して、職業能力開発支援事業というのは本当に大切なことだと思います。一方で、働く側の視点に立ちますと、自分にもできるかもしれないと思えるような意欲づくりや、情報提供の機会も欠かせないと思います。

支援や配慮を必要とする方々が地域で安心して働けるようにするためには、企業の受入れ体制や支援の工夫が重要だと感じます。地域就労支援事業に御協力いただいている企業の中で、身体的な障害だけでなく、発達、そしてまた精神的な特性など、外見からは分かりにくい支援ニーズを持つ方々

の就労に前向きに取り組んでくださっている事業者はおられるのでしょうか。

あわせて、多様な特性を持つ方々が地域で安心して働ける環境づくりは、共生社会の実現にもつながる大切な取組です。それを支える姿勢が本市にも求められていくと思いますが、現状どのような認識をお持ちなのか伺いたします。

○上東東産業政策課長

支援や配慮が必要な方に対しての支援、それを受け入れる企業について把握しているかというところでございますが、具体的には何社か、私が個人的にもお聞きしているところはございますが、積極的にそれを、先ほど申し上げましたようなきしわだ就職フェアなどの合同面接会で受け入れていただくような場に参加いただいているかということでは、そうではございません。

実際、合同就職面接会で例えば障害のある方の求人を行っているかといいますと、実際には行えてない状況でございます。現状では障害をお持ちの方に対しては、就労支援セミナーとしまして、きしわだ障害者就職模擬面接会というものを開催しまして、面接の実体験をしていただく、トレーニングをしていただくというような事業を実施しているのみでございます。

今後は就職面接会などの場で障害者枠などを設定できないか、先ほど申し上げたハローワーク岸和田や岸和田雇用対策委員会などで検討していきたい。面接会で募集をかけていただけてなくても、そういった方々に対するセミナーなんかも同時に開催できないかということを検討してまいりたいと思います。

○南加代子委員

非常に様々難しい点もあろうかと思いますが、ぜひこの点は、目的にも合う、また本市が考えている位置づけにも値する

ものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

ハローワーク岸和田との相談や岸和田雇用対策委員会での検討、調整に取り組む意向が示されましたので、ここはぜひ進めていただきたいと要望しておきます。

令和5年度、そして令和6年度の事業の評価シートを見てみると、改善ポイントの中にも、就労環境状況を見守って、求人、求職者のマッチングを図るとありますので、ここは例年どおりの改善点と受け止めていらっしゃると思いますので、ここも併せてしっかりとその旨も踏まえた上で、ぜひ進めてください。再度申しておきます。

障害のある方や支援の対象者が地域で働ける環境づくりに向けて、このような枠の設定というのは非常に意義のある取組だと思います。今後検討していただくことでしたので、お願いしておきます。

また一方で、模擬面接後の支援が個別機関へのつながりに止まっているような印象もあります。本市では、模擬面接後の支援をどのような仕組みで展開され、企業との接点づくりやマッチング支援を含めた雇用への流れをどのように位置づけているのか伺いたします。

○上東東産業政策課長

実際、模擬面接会を受講いただいた方も複数ございます。その方々はもちろんのことなんですけども、就労に向けて支援が必要な方、特に障害者の就労支援につきましては、泉州中障害者就業・生活支援センターですとか、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター、通称C－STEPなどが支援機関としてございますので、基本的にはそちらにおつなぎしているところではございます。

ただ、本市におきましては、障害者雇用就労相談というものを実施してございまし

て、これも事務報告書の141ページにも記載してございますけれども、昨年度は7件の御相談を頂いてございます。この7件の御相談に対しましては、大阪府や先ほどのC－STEPなどの支援機関と共に、お1人ずつ個別のケース検討会議というものを開きまして、就労支援サポートを個別に行っているところでございますので、今後もういった必要な支援策を引き続き実施してまいりたいというふうに考えます。

○南加代子委員

丁寧につないでいただいていると思いますし、また、そのようなところに参加された方々からは、本当に喜んでいる、そのようなお声も聞いておりますので、一定の大切な取組が進められている点は評価しております。

ただ、支援が面接の練習や相談機関への紹介で止まり、実際の就職につながるまでの流れがまだまだ十分に見えにくいと感じます。面接会に足を運び、勇気を出されて参加された方々の意欲がそこで途切れてしまうような支援の在り方では、せっかくの一步が生かされず惜しいと本当に感じます。

支援を必要とする方々の状況は、一人一人異なり、一律な対応では届かない場面もあるかと思います。行政がハローワークのような直接的なマッチング機能を担うものではないことは承知していますが、この地域就労支援事業の目的に基づき、課題の改善に努めていただきたいと意見し、またこのことも併せて要望として、質問を終わります。以上です。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、5款労働費の質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、6款農林水産業費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

決算書308ページ、309ページをお願いいたします。6款農林水産業費について御説明いたします。

予算現額6億5237万4000円に対しまして、支出済額は5億4661万6860円で、繰越明許費が5548万4700円のため、5027万2440円の不用額でございます。

1項農業費でございますが、予算現額4億8889万2000円に対しまして、支出済額は4億1309万5743円で、翌年度への繰越明許費5548万4700円を差し引きました2031万1557円が不用額となるものでございます。

主なものといたしましては、312ページ、313ページをお願いします。事業別区分欄1つ目の土地改良施設管理事業の支出済額は5017万余円で、これは土地改良施設の維持管理業務、ため池ハザードマップ作成委託、久米田池トリムコース舗装修繕工事等に要した経費でございます。

事業別区分欄2つ目、土地改良施設整備事業の支出済額は2769万余円で、これは畑地区ほ場整備の実施設計や換地計画業務及び府営ため池防災事業等に要した経費でございます。

事業別区分欄一番下、丘陵地区農整備事業の支出済額は1億1013万余円で、これは府営農空間整備事業岸和田丘陵地区の負担金及び集落道路整備等に要した経費でございます。

314ページ、315ページをお願いします。下側、2項林業費でございますが、予算現額5956万9000円に対しまして、支出済額は5730万6135円で、226万2865円の不用額でござ

ざいます。これは事業別区分欄一番下、林道管理事業で林道主要幹線6路線の維持管理及び老朽化した林道牛滝線の舗装更新等に要した経費でございます。

316ページ、317ページをお願いします。

3項農林水産等振興費でございますが、予算現額1億391万3000円に對しまして、支出済額は7621万4982円で、2769万8018円の不用額でございます。

主なものとしたしましては、事業別区分欄1つ目、農業振興事業の支出済額は728万余円で、これは各農業団体への支援等に要した経費でございます。

事業別区分欄2つ目、地域農政推進対策事業の支出済額は1078万余円で、これは地域計画策定業務及び新規就農者支援等に要した経費でございます。

318ページ、319ページをお願いします。事業別区分欄2つ目、有害鳥獣等対策事業の支出済額は380万余円で、これは農産物への被害抑制対策として、イノシシ、カラス、カワウ及びアライグマの駆除に要した経費でございます。

事業別区分欄5つ目、森林整備地域活動支援事業の支出済額は1955万余円で、これは新たな森林経営計画の策定が可能な林班における森林地番参考図整理業務及び森林整備計画等による危険森林の間伐等の森林整備に要した経費でございます。

320ページ、321ページをお願いします。事業別区分欄一番上、水産業振興事業の支出済額は218万余円で、これは春木漁業協同組合及び岸和田地蔵浜みなとマルシェ実行委員会に対する環境美化事業等の支援に要した経費でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○高比良正明委員

事務報告書268ページ、農業委員会事業について伺います。

今回、先進地優良事例の視察として、滋賀県にあるタキイ種苗株式会社の研究農場に品種開発の歴史と現状、これからの地域農業について視察に行かれたようですが、視察先の選定経緯についてお聞かせください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次長

視察先の選定経緯につきましては、令和6年8月に、農業委員14名、農地利用最適化推進委員12名の全員に對しまして、農事視察希望に関するアンケート調査を実施し、委員から6件の回答がございまして、9月の運営委員会におきまして視察候補先を定め、先方からの視察応諾を受けて、視察研修の内容を決定しております。

○高比良正明委員

委員総数26名に對して、アンケートの回答があったのが6件で、これを平均しても、4人に1人しか回答していない。ひょっとしたら南農業委員が6件全てを提示したということもあり得るんですけども、私は2024年9月11日の決算常任委員会にて、これまでの研修ではレポート作成の義務もないため、改善の必要があるとの指摘を行ったところ、地区協議会において視察の振り返りを行うとともに、視察と委員のやり取りを含めた記録を作成するとの答弁がありました。

また、研修を行った際には委員一人一人がレポートを提出してその内容をホームページで公表することを提案した旨を農業委員会の総会で、農業委員会事務局から報告することを提言させていただきましたが、その後の状況はいかがでしょうか。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次

長

委員からの御提案内容につきましては、農業委員会総会後の事務連絡にて事務局から報告となっております。

昨年度は委員一人一人からのレポートを提出いただくとともに、2025年3月号の岸和田市農業委員会だよりに、視察研究の概要を掲載しております。

○高比良正明委員

ホームページには見当たらないということなんですけども、私はこれも拝読いたしまして、かつて議会事務局が議員視察のレポートを代筆していたことを思い出しました。

岸和田市農業委員会だよりの発行部数と配布先をお教えてください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次長

2025年3月号の農業委員会だよりの発行部数は5500部、配布先はJAいずみの支店等への配架に加え、市内農業者並びに関係機関へ郵送しております。

○高比良正明委員

自分が書いた文章を著者として農業委員会の皆様は多くの市民にお披露目したいはずですが、9万世帯、18万6000市民に対して、5500部の紙面のみでしか農業委員会活動を知ることができないというのは、市民に対しては不十分で、農業委員にも失礼だと思いますので、農業委員会ホームページに農業委員会だよりを掲載することを提案した旨を農業委員会総会で事務局から報告していただくよう要望し、私もその超大作で農業の先進例について学ばせていただくことを楽しみにしております。

農業委員会の透明性確保に関してもう1点伺います。総会議事録の公開状況について教えてください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次

長

岸和田市農業委員会に関する規程第16条において、議事録の作成についても規定しております。公開に当たりましては、農業委員会等に関する法律第32条におきまして、農業委員会の会議は公開とする。ただし、公開すると公益を害するおそれがある場合、その他正当な理由があるときはこの限りでないという規定があることから、議事録についても議事要旨を公開しております。

○高比良正明委員

8月26日の本会議でも、池の売却に関して水利組合などの議事録を逐語とし、会議の存在を確認するため、音声データの提出も求めました。

要旨だけの現在の議事録は、個人の意見よりも合議の結果を尊重する仕組みとなっており、議論の流れを残すことを目的とし、誰が言ったかよりも、どのような議論で議論されたかに重点が置かれてきたと推察されますが、審議過程の透明性を高めるためには、発言者名を明記した議事録を公表することを提案した旨を農業委員会だより同様、総会で事務局から報告することを要望し、次の質問に移ります。

事務報告書150ページ、有害鳥獣等対策事業について。2024年度のイノシシ、カラス、カワウの捕獲は222件とありますが、2023年度との比較を含め、その内訳をお聞かせください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次長

2023年度におけるイノシシ、カラス、カワウの捕獲は177件ですので、45件の増加となります。イノシシは2023年度の45件から124件へと79件の増加、カラスは109件から89件へと20件の減少、カワウは23件から9件へと14件の減少となっております。

○高比良正明委員

イノシシの捕獲数が増加していますが、有害鳥獣対策については、岸和田市有害鳥獣対策協議会にて、農林水産業被害を与える有害鳥獣の実態把握と対策の検討を行っているとお聞きしておりますので、昨年度どのような話合いがなされたのかお聞かせください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次長

2024年度の岸和田市有害鳥獣対策協議会では、①カラスの生息状況、②市民がアライグマを捕獲した際の留意事項、③岸和田市独自制度である狩猟免許取得促進事業の周知の充実、④免許取得者に対する一般社団法人大阪府猟友会岸和田支部への加入促進、⑤大阪南部における鹿の目撃情報などについての意見交換を行っております。

○高比良正明委員

2023年6月26日の事業常任委員会で、イノシシが確認された際、実行組合が農業協同組合を通じて本市に情報提供を行う連絡体制を構築しているという答弁がありましたが、安定的な実施体制を構築するためには、農業協同組合の業務として有害鳥獣対策を位置づけ、農業協同組合の職員が狩猟免許を取得するなどの取組を行う必要があると考えます。岸和田市有害鳥獣対策協議会において、農協に対して申入れを行っていただくことはできるのでしょうか、見解をお聞かせください。

○高橋正悟農林水産課長兼農業委員会事務局次長

岸和田市有害鳥獣対策協議会の場におきまして、この決算常任委員会における発言があった旨をお伝えし、安定的な実施体制を構築する話合いを重ねてまいりたいと考えております。

○高比良正明委員

全国と同じように大阪府猟友会の岸和田

支部も高齢化し、後継者不足が懸念されております。有害鳥獣対策に取り組んでいただく方々の体制強化として、市でも一人一人ができる防護講習会の開催や、市独自制度である狩猟免許取得促進事業補助金の交付等により、多様な人材が被害対策に参画するよう取り組まれていることは承知いたしております。

しかし、有害鳥獣の被害は農作物が大半であるということを鑑みれば、もっと農家から搾取する事業体である農協が積極的に関与すべきであると考えます。大阪府の狩猟免許試験は座学が主体ですので、狩猟免許の見込み等に関係なく取得ができるため、狩猟免許を自費で取得している市職員もおいでですし、過年度には猟友会にも加入されていた職員もいらっしゃいました。

J A京都では、地域貢献活動の一環として役職員が率先して狩猟免許を取得し、有害鳥獣の捕獲に取り組むことにしましたとホームページに記載していますし、青森県津軽地区6農協は、今年の9月2日、クマ被害対策連絡会議を初めて開き、つがる弘前農業協同組合は、営農指導担当の若手職員4人がわな猟免許取得試験を受験することを報告し、組合長は、若い職員に狩猟免許取得を呼びかけ、徐々に増やしていくとしています。

このような情報も交えながら、いずみの農協が情報提供の連絡にとどまらず、積極的な取組を実践するように働きかけを行っていただくことを要望して、質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、6款農林水産業費の質疑を終結します。

暫時休憩します。

○松本妙子委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、7款商工費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○船橋恵子魅力創造部長

決算書320ページ、321ページをお願いいたします。7款商工費は、予算現額8億5526万1000円に對しまして、支出済額は7億5517万1506円で、1億8万9494円の不用額でございます。

主なものといたしまして、322ページ、323ページをお願いいたします。左ページ、事業別区分欄一番下、企業経営支援事業に5304万余円の支出で、これは、主に販路開拓や起業創業支援、デジタル化促進のための「がんばる岸和田」企業経営支援補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したトラック運送事業者燃料高騰対策支援金のほか、岸和田ビジネスサポートセンターK i s h i - B i z の設置運営などに要した経費でございます。

324ページ、325ページをお願いいたします。左ページ、事業別区分欄、上から3つ目、企業立地促進事業に2億4557万余円の支出で、これは阪南2区やゆめみヶ丘地区などの産業用地への進出企業に対する立地助成金のほか、ホテル誘致に関する助成金でございます。

326ページ、327ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、観光振興事業に9750万余円の支出で、これは岸和田城復興70周年記念事業、ライドアラウンド等の市域周遊促進事業、お城まつりなどの委託事業及び岸和田市の観光情報をPRするためのホームページ、岸ぶらリニューアルなどに要した経費でございます。

330ページ、331ページをお願いいたします。左ページ、事業別区分欄一番上、岸和田城管理事業に4708万余円の支出で、これ

は、主に岸和田城堀端のライトアップ照明4基を更新したことによる経費でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○藤原豊和委員

それでは、事務報告書144ページの企業立地促進事業について質問させていただきます。

企業立地促進事業の（2）企業誘致のうち、企業立地等促進助成について、まずは対象企業の内訳についてお教えてください。

○上東東産業政策課長

お尋ねの件につきましては3点ございまして、産業集積拠点、阪南2区ですとか丘陵地区でございますけれども、拠点における新規進出企業に対して助成金を交付することで企業の進出を進めているという点と、2点目が産業集積促進地区と申しまして、これは主に大阪臨海線以西の、海側の既存のエリアでございますが、こちらでの既存の企業の工場等の建て替えや増築を含めた新たな設備投資に対して助成することで、企業の市外への流出を防ぐという目的で実施してございます。3点目がホテルや旅館等の新規立地に対する助成でございます。

事務報告書144ページに記載のとおり、令和6年度の対象事業所は全部で38件ございまして、総額2億4557万4000円を助成金として交付したところでございます。その内訳でございますが、阪南2区の産業集積拠点においては13件、丘陵地区においては21件、臨海線以西の産業集積促進地区においては3件、ホテルについては1件の交付でございます。

○藤原豊和委員

今の御説明のとおり、企業誘致に令和6

年度であれば約2億5000万円の交付をされているかと思います。企業誘致することによる固定資産税など本市への税収の直接的なメリットについて、また、それに付随して雇用増加であったりとか周辺経済の活性化などのメリットについても、お答えいただける範囲でお教えてください。

○上東東産業政策課長

これまでの効果でございますが、この制度は平成20年から実施してございまして、昨年の令和6年まで合計17年間になりますけれども、この間の固定資産税の新たな収入から実際に支援金として交付した支出額を差し引いた17年間の累計では29億7000円余りの増収というふうになってございます。したがって、企業誘致による財政的な効果は非常に大きいというふうには考えているところでございます。

ほかには、委員おっしゃるとおり、新たな雇用が企業が進出することで生まれてございますし、また、企業活動があることで関連産業への波及効果などもございますが、こちらはなかなか数値で把握することは難しい状況でございますが、実際にはそういう事業者、企業が増えていることで、この辺の効果も大きいものだというふうには考えているところでございます。

○藤原豊和委員

企業立地促進事業は決算額としても本市の中でも比較的規模が大きくて、市民からの注目も集めやすい事業だと思っています。今回説明いただいたとおり、阪南2区や丘陵地区などの産業集積拠点での新規立地支援、臨海部での建て替えや増築、設備も含めての設備投資支援、ホテル誘致も含めて幅広い対象に助成が行われていて、また2億5000万円に対しての内訳も明確に示していただきまして、どうもありがとうございました。

加えて、税収面での効果もしっかりと測定いただいている、20億円を超えるプラスということで非常に大きな成果を出していただいている、そこに加えて、また数値では測れないということもあると思うんですが、雇用の創出であったりとか市内での経済効果と、メリットも非常に大きいというふうに認識しております。

また、市外からの新規企業誘致に加えて、今後についてはですが、既に市内で事業を展開されている企業が移転や増設を行う際に支援できる仕組みを整えることが企業の流出防止や持続的な発展につながると思います。既存企業は地域に根差していただいている長年雇用を支えてきた存在でもありますので、そういった企業が市外に流出しないように、これは先ほど午前に質問したような採用の話だったりとか、この後質問させてもらう補助金なんかにも関係する部分かなと思うんですけど、本助成制度も含めて柔軟に活用していただいて、岸和田市で事業を継続していただけたと市内事業者に思っただけのようにしていただきたいというふうに思っています。

引き続き、固定資産税収の増加という財政効果を押さえつつも、既存企業と新規企業の双方が成長できる環境を整備していただいて、雇用、地域経済の好循環を実現できるよう戦略的な運用をお願いして、この質問を終わります。

次の質問に移り、同じく産業政策課にお伺いします。決算書322ページの企業経営支援事業についてお伺いします。

この企業経営支援事業のうち、12節の委託料、18節の負担金、補助及び交付金の内訳についてお教えてください。

○上東東産業政策課長

企業経営支援事業のうち、まず12節の委託料1568万4900円でございますが、こちら

は燃料費高騰対策支援金としまして、トラック運送事業者に対して1台当たり7000円の補助金を交付するための委託金でございます。

18節の負担金、補助及び交付金のうち負担金1706万9288円につきましては、こちらはK i s h i - B i zを運営する岸和田ビジネスサポート協議会に対する負担金となっております。

あとは補助金の2028万4769円でございますが、こちらは「がんばる岸和田」企業経営支援補助金というもののや岸和田商工会議所に対する小規模事業者支援事業補助金のほか、中小企業のサポート融資などの制度融資もやっておりますので、これに対する信用保証料や利子補給に対する補給金となっております。

○藤原豊和委員

今御説明いただいた中で、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金については、昨年と同じく決算常任委員会で質問させていただいたと思いますが、今回の予算の消化率や前年との比較、新たに利用促進のために取り組まれたポイントについて教えてください。

○上東東産業政策課長

お尋ねの「がんばる岸和田」企業経営支援補助金でございますが、これは市内の事業者が取り組む販路開拓ですとか新たな起業創業の支援、あるいは従業員の人材育成、大きな経営課題になっているデジタル化への対応や省エネ対策といったところに係る支援補助金の制度でございます。昨年度は総額で1605万5000円を交付させていただいてございまして、予算の執行率で申し上げますと62.4%というふうになってございます。

前年の令和5年度につきましては、交付額が815万円の交付でございまして、執行率

が40.6%となつてございましたので、いずれも大きく改善しているというふうには捉えてございます。

数字が上がった件につきましては、この「がんばる岸和田」企業経営支援補助金についてはコロナ禍前から引き続き実施してございまして、ある程度認知も進んではございますけれども、ニーズなんかも捉えながらメニューも加えたり、あるいは対象とする範囲を変更したりとか、内容を見直しつつ取り組んできたところでございます。特に経営課題となっているデジタル化促進とか省エネ、エネルギー対策に係る部分についてのメニューも補強したところもございますので、特にそういったところが多くなったというところから増えたというふうに解釈してございます。

○藤原豊和委員

説明いただいたとおり、交付の実績の絶対額、達成率も大きく伸びていて、非常に頑張っているというところで、ありがとうございます。

この補助金交付による事業の効果だったとか、効果検証というのはどのようにされているのかお伺いさせていただきます。

○上東東産業政策課長

補助金の交付に当たりましては、もちろん事前に申請いただいて、その目的や狙うところ、結果なんかを記載いただいた上で御提出いただいて、審査させていただいています。当然、事後には事業完了報告書という格好で、事業所自ら目的に対する達成度や実際に導入した結果の効果、あるいは今後の事業の展望なんかも御記載いただいておりますので、そういった資料を基に効果等は一定把握しているところでございます。

当然、補助金を受けられて設備投資や事業施策を展開されていますので、事業所は

皆さん一定効果があったと、こういう顧客が増えたとか、あるいは事業の生産性が上がったというような御報告を頂いているところでございます。

○藤原豊和委員

補助金については、国や府の大方の補助がメインとなるみたいな部分もあるかもしれませんが、逆に市内の多くを占める中小企業にとっては、迅速かつ柔軟に対応いただいている市独自の補助金の存在は重要だというふうに考えています。

本日の御答弁で、昨年度は周知や制度改善を通じて交付額、執行率が改善して、デジタル化や省エネなどの新しいニーズに応える工夫をされた点について、非常に頑張っていたというふうに思います。その一方で、依然として消化率が100%ではもちろんない状況だと思いますので、まだこの状況を道半ばとも捉えていただいて、今後はさらに利用しやすい補助メニューの工夫だったりとか企業への周知、広報に一層力を注いでいただいて、さらに前向きに進めていただきたいなというふうに思っています。

また、効果検証についても、これは結構難しいというか、なかなか具体的に私も思いつかない部分はあるんですけども、企業側の労力はあまり増やしたくないというか、労力は極力増やさない前提で、ただ、現在の報告書による形式的な把握だけではなくて、数値的な成果だったりとか地域経済の波及効果が見える形で示せる仕組みがあればいいなとも思いますので、そういった形も検討いただければありがたいなということと要望しておきます。

こうした取組を通じて、補助金が単なる執行にとどまらず、市内中小企業の成長とこの岸和田市の産業振興に結びつくことを期待して、この質問を終わります。ありが

とうございます。

続いて、観光課に2点質問させていただきます。事務報告書の152ページ、観光振興計画実施事業についてお伺いします。

コミュニティサイトの岸ぶらの管理運営とその効果についてなんですが、岸ぶらが令和6年12月に15周年を迎えたということで、令和7年1月にリニューアルされている状況だと思います。事務報告書には、岸ぶらの管理運営に係る費用として750万円が記載されています。この750万円には通常の運営費とリニューアルの経費が含まれているということですが、まずはリニューアルに至った経緯とそのリニューアルの内容、費用についてお答えください。お願いします。

○井上江美観光課長

岸ぶらにつきましては、平成20年12月に開設して以来、約15年間、大きなシステム改修はできておりませんでした。スマートフォン対応ができておらず、サイト内の情報が検索しにくいという致命的な問題と、悪意の第三者によるハッキング行為のリスクが高いなどのセキュリティ上の問題があったことから、令和7年1月にリニューアルに至ったものでございます。

内容といたしましては、ユーザビリティの向上をメインとして、スマートフォン対応、デザインの一新と多言語化、キーワード検索対応、セキュリティ対策のバージョンアップを実施いたしました。リニューアルに係る費用としては320万円でございます。

○藤原豊和委員

リニューアルの内容については理解させていただきました。では、この事業の効果、成果についてお答えいただけますでしょうか。

○井上江美観光課長

令和5年7月にグーグルアクセス解析ツールが変更されておりまして、サイト開設以降の全てとは比較しにくい状況ではございますが、これは前年との比較となりますが、ユーザー数では、令和6年1月が1万3775人であったところ、リニューアル後の令和7年1月は3万624人、ユーザーがサイトに訪問してから離脱するまでの一連の行動を1回としてカウントするセッション数では1万7840回が3万6659回、ページビューでは2万8520回が5万4872回と増加した結果となっております。

また、費用面で申し上げますと、ランニングコストは、令和5年度までは500万円でしたが、令和6年度が430万円、令和7年度以降は420万円となり、リニューアルコストは約4年で回収できる計算となっております。

○藤原豊和委員

御説明では、ランニングコストの削減によって今回のリニューアルの費用は約4年で回収できるということと、加えて閲覧数が約2倍まで増えているということで、本当に言い方は悪いですが、ほぼ費用をかけずに閲覧数を倍にしたという非常によい取組、事業だというふうに思います。

サイトを開設して15年ということですので、情報量としても非常に多いものがあると思います。蓄積されてきたその情報量は本市にとっての1つの財産でもあると思いますが、あとはユーザーが求める情報をどのように提供するか、それと古い更新されていない情報なんかもあると思いますので、そういったものをどのように整理していくかということも考える必要があるかなと思いますが、今後どのようにこの岸ぶらを運営していくのかについて、先ほどの数値の目標も含めてお教えてください。

○井上江美観光課長

今後、岸ぶら閲覧者の分析が重要であるというふうに考えております。まずはページビューやキーワード検索から関心のある本市のコンテンツを洗い出していきたいというふうに考えております。さらに、どこからサイトを御覧いただいているかを把握することで、どのエリアに何を発信していくのかを判断していきたいというふうに考えております。

目標値でございますけれども、都道府県・政令指定都市別の公式観光サイト推計閲覧者数ランキングが公益社団法人日本観光振興協会等から公表されております。その中の政令指定都市サイトでは10位まで公表されておりますが、その10位のサイトのユーザー数が約50万人であることから、本市も同程度を目指しているところでございます。

○藤原豊和委員

今回の岸ぶらのリニューアルは、スマートフォン対応やセキュリティ対策を解決して、加えてランニングコストの削減も含めて非常に素晴らしい取組であると評価いたします。また、アクセス数も倍に増えているというところ、あと市民や観光客からの需要も存在することを示していると思いますので、今後の可能性を非常に強く感じています。

一方で、お話しいただいたように長年の情報は財産である反面、古い情報が残ることによってユーザーにとって分かりづらくなるみたいな可能性もあると思いますので、情報の鮮度を保つこと、ユーザーが求める情報をいかに早く正確に届けるかというところを次の課題と捉えていただいて取組を進めていただきたいというふうに思っています。

また、サイト単独ではなくて、SNSや動画媒体との連携の強化みたいなところも

発信力を高める取組になるんじゃないかなとも思います。

目標として掲げていただいた50万ユーザーというのは、正直、政令指定都市に並ぶ非常に高い目標だと思いますので、簡単にいくかどうかというのは分からない部分があると思いますが、挑戦的な目標で、非常に頑張っていたきたいなという気持ちも新たにになりました。挑戦的な数字であるからこそ、具体的なロードマップを示していただいたりとか、取組を着実に進めることで岸和田市の魅力発信をより成果につなげていただきたいと要望して、この質問を終わります。

続けて観光課にお伺いします。事務報告書の153ページの広域観光事業のK I X泉州ツーリズムビューロー負担金についてお伺いいたします。

法人負担金、法人会費合わせて375万3000円の支出となっています。一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローは、堺市以南の13市町と民間企業などの官民が一体となって、泉州地域における観光産業の成長、そして地域経済の発展を目的として設置されたDMOですが、まずはK I X泉州ツーリズムビューローについて、事業を行うメリットについてお答えください。

○井上江美観光課長

K I X泉州ツーリズムビューローが取り組む広域観光事業の推進の大きなメリットでございますけれども、1つの観光地を訪れる観光から、複数の観光エリアで滞在する観光へ転換できることにございます。泉州地域でのコンテンツを掘り起こし、それを商品として造成することで、地域での滞在日数を延ばし、消費を拡大していくことにあると考えております。

旅行商品を造成するためには、自治体や地域の事業者との連携が重要となります。

多様な関係者の合意形成ということが観光地域づくり法人、DMOの役割でございまして、それがあつた上で泉州地域に国内外から観光客を誘導できる流れをつくるものと考えております。

○藤原豊和委員

K I X泉州ツーリズムビューローが果たすべき役割について、また、市単独ではなくて広域で事業を実施することの意義については理解させていただきました。

それでは、K I X泉州ツーリズムビューローが実際にその役割を果たしているかという観点から、令和6年度の、まずは泉州地域全体での効果についてお教えてください。あわせて、本市が構成市としてどのように取り組んでいくのかについてもお考えをお答えください。

○井上江美観光課長

泉州地域全体で、令和6年度の延べ宿泊者数は令和5年度と比べ約1.35倍、旅行消費額は約1.43倍となっております。滞在が延びたことで泉州地域での消費額も増加した結果となっておりますが、大きく伸びているのは宿泊地となる関西国際空港付近でございました。

本市といたしましては、K I X泉州ツーリズムビューローの取組により泉州地域に訪れた方がその行程の中で本市にお立ち寄りいただけるよう、地域の事業者の御協力を頂きながらコンテンツの掘り起こし等に努めていきたいと考えております。

○藤原豊和委員

泉州で来客というか数が伸びているという状況も、恐らくインバウンドの増加も含めて外部要因もあるんだとは思いますが、結果として現状、泉州地域全体での宿泊者数、旅行消費額が伸びているという状況はよく分かりました。

それでは、次にK I X泉州ツーリズムビ

ューローの具体的な取組の内容についてお教えください。

○井上江美観光課長

現在、K I X泉州ツーリズムビューローは、泉州地域を大阪の食の台所としてブランディングを目指しております。令和6年度は大手コンビニエンスストアで泉州水ナスを用いた新商品のテスト販売を実施いたしました。2週間で1万食以上の販売実績でございました。今年度は17万食の販売を目指すというふうに聞いております。

また、大阪府と連携し、ガストロノミーツーリズムの実証事業を実施しております。内容としては、阪南市、岸和田市、和泉市、貝塚市をつなぐモニターツアーの実施でございますが、本市からはフランス料理のシェフや和菓子職人による実演、提供が行われておりました。今年度7月にロサンゼルスで実施された海外の旅行事業者との商談会でツアー内容を御紹介したところ、既に本市の事業者には9月以降の予定が入っているというふうに聞いております。

○藤原豊和委員

説明いただいたように、泉州水ナスをコンビニで新商品として利用いただくことは非常にインパクトもある取組であると感じました。

また、ガストロノミーツーリズムというのは、なかなか言葉的には一般的に認知されていないように思いますが、内容としては、その土地の気候風土や歴史、伝統に育まれた食文化を楽しんで体験する旅のことだと思います。こういった取組は本市だけではなくて、泉州エリア一体となって進めることで魅力がより増すものだと思いますので、K I X泉州ツーリズムビューローならではの取組になっているというふうに思っています。

以上より、K I X泉州ツーリズムビュー

ローとして一定の成果、泉州エリアの誘客というのを果たしていただいている状況かなとは思いますが、説明いただいたように、その中で、泉州に来た後に岸和田市に来てもらうという課題があると思います。泉州に誘客できた観光客に岸和田市に立ち寄ってもらうために、例えば宿泊してもらったりとか、本事業とは別になるかもしれませんが、関西国際空港周辺の自治体ではなくて岸和田市で遊んでもらうような情報発信の方法、内容を検討して実行すること、そもそもの岸和田市の魅力をより高めること、民泊も含めてですが、岸和田市に宿泊できる場所を増やすことなど、ぜひ本事業とその周辺の事業を含めて継続して取り組んでいただくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○友永修委員

決算書324ページ、事務報告書144ページ、岸和田ブランド事業についてお聞きします。

事務報告書を見ると、令和6年度の新規認定数がゼロ件となっております。ホームページで確認いたしましたが、平成30年から2年に1回の認定に変更となっております。まずはその理由と、2年に1回となったことで新規認定の申込み数等に影響は出していないのかお示しをお願いします。

○上東産業政策課長

岸和田ブランドにつきましては、平成22年に制度化いたしました。初年度は別なんですけれども、2年目以降は毎年新規の認定の件数は減少していったございました。また、その中で新たな認定品の発掘が非常に難しくなりつつあったところから、平成30年には2年に一遍の募集にする代わりに現認定品のPRの強化をしようということで変更したところでございます。

2年毎の申請になってございますけれども、新規認定の御相談には随時対応させていた

だいてございまして、登録に必要な要件とか書類等につきましてその都度御説明するなど、事前の協議や相談には対応しているところでございます。

また、お尋ねの申請件数につきましては、平成30年に制度を変更する前までは年間2件から3件の新規認定の申請がございました。2年に一遍に変更した後も毎回2件から3件程度の申請件数となっておりますので、実質、年に直すと半減しているという状況でございます。

○友永修委員

認定申請件数が減少傾向であることから、現認定品のPRに注力するとのことであります。

令和6年度の決算額を見ると、200万円の予算に対し負担金156万8200円となっております。事務報告書の内容だけでは、負担金額が非常に高く感じております。これはポスターのリニューアルやパンフレットなどの作成費等と事前に確認しております。では、作成したポスター、パンフレットなどの活用実績についてお示しをお願いします。

○上東東産業政策課長

ポスター、パンフレットの活用方法としては、主に物産展等のイベントへの出展時に活用させていただいているところでございます。令和6年度につきましては、具体的には、例えば岸和田競輪の高松宮記念杯の会場ですとか、吹田市にありますらぼーとEXPOCITYで移住・定住促進イベントなどもございましたので、そういったイベントなど、合計5回のイベントに実際の認定事業者の方々と御一緒に出展させていただいて、一部現地販売も行ったところでございます。

またほかに、販売まではやっていませんが、ポスターの掲示やパンフレットの配布だけになりますけれども、例えば横浜市での

お城EXPOやサッカーのセレッソ大阪対戦イベントなど、市内の全部で13か所のイベント等で掲示、配布して活用したところでございます。

○友永修委員

令和6年度は5回のイベントに出展されたとのことであります。

私個人の思いですけども、市民の皆様も、岸和田ブランドに認定されている商品であり、岸和田市の名産なんだという認識がまだまだ弱いなと感じているところであります。ポスターをリニューアルされたとのことなので、改めて認定品を広く知っていただきたいと思っております。

また、この事業は、岸和田の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することが目的とあります。各種イベントでのパンフレットの配布等で目的達成の手応えは一体どうなのか、評価や課題についてお示しをお願いします。

○上東東産業政策課長

事業者と一緒に現地販売が行えるようなイベントにつきましては、実際にお客様に手に取っていただいたりとか現物を見ていただいたりという場合もございますが、なかなかやはり全ての商品を現地で、現物を運ぶ、展示するということは難しゅうございまして、一部の商品だけに限られてしまっていると。そしてまた、全国ではいろんなところでいろんなイベントがございますけれども、あらゆるイベントに出展することは、事業者の負担も考えますと、なかなか難しいところではございます。

そのため、代わりにポスターやパンフレットのほかに、食品ですと現物と同じような食品サンプルなんかも作らせていただいて、それを持ち込んだりしているほか、昨年度はポスターのリニューアルに合わせて商品ごとに一言で表せるようなキャッチコ

ピーなんかも全部つけたりして、現物がなくても視覚的、直感的に訴えることができるような工夫をして活用しているところがございます。

あと、感覚としましては、イベント会場で、来場された方には関心を持ってパンフレットを見ていただいたり現物を見ていただいたり、中には実際に御購入いただく方もおったりとかして、熱心に説明を聞いていただく方ももちろんおられるんですけども、実際にあった話としては、たまたま市外のイベント会場でやっていたところに市民が来られて、市民がそれを見たときに、岸和田市にこんなあったんやというのを知らなかったというような声も聞いたりはしているところでありますので、先ほど委員もおっしゃるように、やはりなかなか岸和田ブランド全体の認知度やその価値というものを広め切れていないのかなというところが課題だというふうに感じるのが実際にございます。

そのために、今後も引き続き地道にこういうふうに発信し続けていながら、この岸和田ブランド認定委員会は、岸和田商工会議所と協働でさせていただいておりますので、商工会議所の御協力も頂きながら、岸和田らしさを備えた、優れた地域産品としての岸和田ブランドを、岸和田市をPRするためにも、市の内外も含めてアピールしていけるように取り組んでいきたいというふうに思います。

○友永修委員

より効果的な情報発信やPR活動を進めていただき、登録事業者がそれぞれの販売促進につなげていただけるよう期待しております。そして、実際に販売促進につながることで、岸和田市の知名度、そして岸和田ブランド力のアップにもつながり、認定申請件数の増加にもつながると思いますの

で、今後ともよろしく願いいたします。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、7款商工費の質疑を終結します。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、8款土木費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○河畑俊也建設部長

決算書の332ページ、333ページをお願いいたします。8款土木費について御説明いたします。

8款土木費の予算現額68億9138万3174円に対しまして、支出済額は60億3324万5330円で、繰越明許費が1億9569万9901円のため、6億6243万7943円の不用額となっております。

初めに、1項土木管理費について御説明いたします。1項土木管理費の予算現額225万7000円に対しまして、支出済額は205万9820円で、19万7180円の不用額となっております。これは、334ページ、335ページ、事業別区分欄一番上、公共建築マネジメント課管理事務事業で、事務的経費でございます。

次に、2項道路橋りょう費について御説明いたします。2項道路橋りょう費の予算現額8億3420万6250円に対しまして、支出済額は7億3150万9214円で、繰越明許費が3700万円のため、6569万7036円の不用額となっております。

主なものとしたしましては、338ページ、339ページをお願いいたします。事業別区分欄中ほど、道路維持事業の支出済額は2億5029万余円で、これは、道路維持管理に伴う維持管理業務委託、街路樹剪定及び維持修繕工事などに要した経費でございます。

340ページ、341ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、道路新設改良事業の支出済額は1億2592万余円で、これは、岸和田三ヶ山線道路舗装工事、有真香1号線道路舗装工事、木材コンビナート地区道路舗装工事ほか4路線の道路舗装工事などに要した経費でございます。

事業別区分欄、上から2番目、橋りょう維持事業の支出済額は4615万余円で、これは、橋梁長寿命化修繕計画策定業務、意賀見橋外1橋橋梁補修設計業務委託、流木町12号線（流木橋）橋梁修繕工事などに要した経費でございます。

次に、その下、3項交通安全対策費について御説明いたします。3項交通安全対策費の予算現額6億5372万1554円に対しまして、支出済額は5億7367万996円で、8005万558円の不用額となっております。

主なものといたしましては、344ページ、345ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、自転車等駐車場管理事業の支出済額は3109万余円で、これは、市営自転車等駐車場の借地料、春木駅東自転車等駐車場の外壁とシャッター改修に要した経費でございます。

事業別区分欄一番下、地域交通充実事業の支出済額は1億3772万余円で、これは、市内施設巡回ローズバス、路線バス葛城線の河合－塔原間及び福田線の運行補助、道の駅愛彩ランドから和泉中央間の実証運行並びに交通不便地域における移動手段の確保を目的とした市民、交通事業者等との協働による乗合タクシー実証実験の補助などに要した経費でございます。

346ページ、347ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、交通安全施設整備事業の支出済額は5251万余円で、これは、通学路のカラー舗装、道路反射鏡や路面標示設置などに要した経費でございます。

その下、交通安全施設維持事業の支出済額は1億6880万余円で、これは、道路反射鏡点検業務委託、交通安全灯の電気料金及び道路反射鏡、交通安全灯などの交通安全施設の補修に要した経費でございます。

その2つ下、自転車等駐車場指定管理事業の支出済額は1億583万余円で、これは、11か所全ての岸和田市営自転車等駐車場の指定管理に要した経費でございます。

次に、4項河川費について御説明いたします。4項河川費の予算現額6198万2000円に対しまして、支出済額は4071万217円で、2127万1783円の不用額となっております。

主なものといたしましては、事業別区分欄一番下、河川管理改修事業の支出済額は2828万余円で、これは、反田川護岸改修工事などに要した経費でございます。

次に、5項港湾費について御説明いたします。348ページ、349ページをお願いいたします。5項港湾費の予算現額1億1786万9000円に対しまして、支出済額は1億1129万3529円で、657万5471円の不用額となっております。

主なものといたしましては、350ページ、351ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から2番目、港湾振興事業の支出済額は175万余円で、500万余円の不用額となっております。これは、主に木材港地区貯木場の利活用に係る調査委託について、大阪府や忠岡町との協議調整の結果、昨年度中の調査は必要ないとの判断に至ったために生じた不用額でございます。

その2つ下、岸和田市競輪事業基金返還事業の支出済額は7578万余円で、これは、旧港地区の活性化を図るため、事業用定期借地用地の購入に伴い、競輪事業基金から借り入れた費用の基金への返還に要した経費でございます。

次に、6項水路費について御説明いたし

ます。6 項水路費の予算現額 1 億481万7166 円に対しまして、支出済額は9670万8275円で、810万8891円の不用額となっております。

主なものといたしましては、352ページ、353ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から 2 番目、水路維持事業の支出済額は4643万余円で、これは、水路の維持管理に伴う水路パトロールの委託及び修繕などに要した経費でございます。

次に、7 項都市計画費について御説明いたします。7 項都市計画費の予算現額46億7151万5749円に対しまして、支出済額は41億8175万2359円で、繰越明許費が 1 億4252万9901円のため、3 億4723万3489円の不用額となっております。

主なものといたしましては、354ページ、355ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から 2 番目、都市計画事業の支出済額は6331万余円で、これは、都市計画基本図となる2500分の 1 の地形図の更新及び 3 D 立体データを加えた都市空間情報の更新に要した経費でございます。

少し飛びまして、358ページ、359ページをお願いいたします。事業別区分欄、下から 2 番目、建築物防災対策事業の支出済額は1316万余円で、これは、民間建築物所有者に対し、耐震診断、耐震改修、補助金等の交付を行い、耐震化の促進を図るために要した経費でございます。

360ページ、361ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から 3 番目、市街地形成事業の支出済額は 1 億9758万余円で、これは、春木駅周辺及び久米田駅周辺整備における事業用地の用地買収、物件補償、支障物件調査などに要した経費でございます。

362ページ、363ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、交通政策検討事業の支出済額は4199万余円で、これは、一

般路線バス乗り込み実態調査、携帯電話位置情報を用いた人流動態解析システム使用料並びに移動がスムーズなまちづくりを目指して、道の駅愛彩ランドを中心とした山手地区を支える自動運転などの交通手段の検証などに要した経費でございます。

事業別区分欄、その下、広域幹線計画事業の支出済額は1764万余円で、これは、泉州山手線計画地付近の境界測量並びに山直東地区の土地区画整理事業調査などに要した経費でございます。

364ページ、365ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、立地適正化計画推進事業の支出済額は1195万余円で、これは、岸和田市立地適正化計画の策定などに要した経費でございます。

366ページ、367ページをお願いいたします。事業別区分欄、上から 2 番目、田治米畑町線整備事業の支出済額は 3 億2368万余円で、これは、都市計画道路田治米畑町線に係る用地買収 9 件、物件補償 8 件及び用地測量、詳細設計、物件調査業務委託などに要した経費でございます。

事業別区分欄一番下、下水道事業会計繰出事業の支出済額は21億4475万余円で、これは、下水道事業会計への出資金及び繰出金でございます。

368ページ、369ページをお願いいたします。事業別区分欄一番下、公園管理事業の支出済額は4270万余円で、これは、都市公園利用料金返還、市内公園灯 L E D 化及び施設維持業務委託料などに要した経費でございます。

370ページ、371ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、公園施設改修事業の支出済額は5367万余円で、これは、中央公園内の 3 x 3 バスケットコートほか施設改修工事等に要した経費でございます。

その下、公園指定管理事業の支出済額は

1億392万余円で、これは、市内の公園の指定管理に要した経費でございます。

事業別区分欄一番下、大門公園整備事業の支出済額は5634万余円で、これは、防火水槽、園路整備等、大門公園整備工事に要した経費でございます。

374ページ、375ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、丘陵地区整備事業の支出済額は5億4091万余円で、これは、岸和田市丘陵土地区画整理事業における公共施設整備のための組合に対する負担金などに要した経費でございます。

次に、その下、8項住宅費について御説明いたします。8項住宅費の予算現額4億4501万4455円に對しまして、支出済額は2億9554万920円で、繰越明許費が1617万円のため、1億3330万3535円の不用額となっております。

主なものといたしましては、378ページ、379ページをお願いいたします。事業別区分欄一番上、市営住宅管理事業の支出済額は4520万余円で、これは、市営住宅の維持管理のための修繕及び工事並びに施設維持業務委託などに要した経費でございます。

その下、市営住宅整備事業の支出済額は1575万余円で、これは、市営住宅ストック総合活用計画に基づく長寿命化に資する改善工事等に要した経費でございます。

その下、市営住宅財産管理事業の支出済額は1億4489万余円で、これは、入居者が退去した木造住宅の解体工事並びに旧市営住宅用地売却のための跡地整備などに要した経費でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○藤原豊和委員

それでは、地域交通充実事業についてお

伺いいたします。

事務報告書の175ページ、(2)その他のア補助金についてなんですが、新モビリティサービス推進補助金についてお伺いします。

まずは補助金の内訳、そして実証運行の詳細について御説明をお願いします。

○秦威夫交通まちづくり課長

黄金塚地区では、令和6年12月2日から翌年3月31日までの月曜日、水曜日及び土曜日において、定時定路線型運行による実験運行を実施いたしました。運行経費の内訳としましては、主に運行を委託しているタクシー事業者の運行業務に係る費用として約350万円であり、そこから運行収入を差し引いたものとなっております。

春木・大芝地区では、令和6年12月2日から翌年3月21日までの平日において、A I オンデマンドを活用した予約型乗合運行による実験運行を実施いたしました。運行経費の内訳としましては、タクシー事業者の運行業務費用が約380万円、A I オンデマンドの導入費用が約370万円、システム利用等の費用として約300万円となっております。そこから運行収入を差し引いたものとなっております。

○藤原豊和委員

それでは改めて黄金塚地区、春木・大芝地区それぞれでの利用料、利用人数、そして収支についてお答えください。

○秦威夫交通まちづくり課長

黄金塚地区では、1乗車400円で、利用者数は延べ約550人、1便当たり平均利用者数は約1.6人となっております。春木・大芝地区では、1乗車300円で、利用者数は延べ約500人、1便当たり平均利用者数は約1.5人となっております。収支はいずれも1割程度となっております。

○藤原豊和委員

ちょっと嫌な計算になっちゃうんですが、黄金塚地区では乗車1人当たり1万円ぐらい経費がかかっていて、春木・大芝地区では1人当たり約2万円の経費ということを考えると、今回の実証実験そのままの条件ではニーズが少ないという状況が分かったということだと思います。実証実験なので、今回すぐにどうこうということではないと思うんですが、一定の予算をかけている状況の中で、今回の実証実験から、本市として具体的にどのような成果だったとか気づきを得られたのか、また、その成果が今回の事業費用に見合うのかどうかについての見解をお教えてください。

○秦威夫交通まちづくり課長

今回の実証実験は、地域の方々が主体となって、生活交通を確保する取組について一定のルールを定め、導入を支援していくためのモデル的な取組となっております。両地域での運行を実施したことで、例えば、黄金塚地区では、週3回の運行をすることで曜日間の利用格差を把握できたこと、春木・大芝地区では、ワゴン車両での運行をしている中で、同時に乗り合った人数が当初想定しているものより低いことから、必ずしもワゴン車両でなくてもよいのではないかというようなこと、地域の当初の移動ニーズとの差や実際どのような区間での利用が望まれているかなど、有効なデータの取得及び課題を把握することができたと考えております。また、地域が主体的に検討した結果で実験運行に至ったということも地域の機運醸成につながったものと考えております。

○藤原豊和委員

今回の結果を踏まえて、より市民のニーズに応じて利用率の向上を目指すということに当たって、今回得たものを次回以降にどのように生かしていくのか、そのお考

えについてお聞かせください。

○秦威夫交通まちづくり課長

今後、持続性のある交通手法を導入するため、運行日数や時間、運行方法といった運行計画の策定に当たっては、どのように乗合率を高めていくかということが重要と考えております。地域の移動をさらに深掘りしていくことを主眼に、最適な運行計画について、地域との協議を続けてまいります。

○藤原豊和委員

現状として、周辺の自治体においては、路線バスの廃止などもニュースとして報じられているところもあって、本市としても同様の状況になる可能性を心配している市民もいらっしゃると思います。また、高齢化が進み、免許証の返納などを考えると、今後こういった公共交通の必要性はより増していくものだというふうに思っています。

実証実験すること自体がゴールではないと思っていますので、今後具体的にどのように取り組んでいかれるのかについてと、ずっと実証実験だけ続けるというわけにもいけないと思うので、最終的に新しい公共サービス、モビリティサービスをいつ頃をめどに実現されるつもりなのかについてお答えいただけますでしょうか。

○秦威夫交通まちづくり課長

今回の結果につきましては、6月に開催しました岸和田市地域公共交通協議会においても報告し、今後、費用負担の在り方や関係者を含めた運行計画の決定や実証運行の開始、そして、その実証運行後に再検討し、再度実証に至るスキーム等について御議論いただき、一定の基準を定めた上で、引き続き地域の皆さんと共に取り組んでいくことになります。

また、他の市内の公共交通の利用が困難な地域においても、鉄道駅や既存のバス停

から離れているといった一定の条件を満たし、地域主体の取組に意欲があり、岸和田市地域公共交通協議会において承認されれば取り組むことは可能となりますので、そういった情報発信なども進めてまいりたいと考えております。そういった取組が進み、地域の皆さんとの合意がまとまった段階で実証運行へと進めていければと考えております。

○藤原豊和委員

それでは質問の中の、具体的にいつぐらいをめどにみたいところってお答えいただくのは難しいですかね。

○秦威夫交通まちづくり課長

本実証運行の時期につきましては、当然今年度も予算を頂いておりますので、地域の皆様と協議しながら、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、地域の皆様主体の取組でもございますので、その辺り、拙速にならないような形で、できるだけスピード感を持った取組としていきたいと思っております。

○藤原豊和委員

実証運行というよりは新しいモビリティサービス、公共の交通サービスを、どんなものが岸和田市に合っているかを探して実現するところがゴールかなと思うので、実証運行のめどではなくて、新公共交通サービスをいつぐらいまでに目指しているのかについてお伺いできればうれしいなと思っております。

○秦威夫交通まちづくり課長

今御説明させていただきました地域主体の取組におきましては、先日の地域公共交通協議会においても、3年程度の実証運行を行った結果、導入を進めていくというような話になっております。地域ごとの様々な事情により、必ずしもそういったスケジュール感にならないかもしれませんが、そ

ういった一定のめどの中で、地域に合った交通はどのようなものかというところを地域の皆さんと考えながら、導入に向けて進めていきたいと考えております。

○藤原豊和委員

市民の利便性を高めるべく、今回の公共の新交通サービスを模索する取組はぜひ継続していただきたいなというように思っています。今回の実証実験の結果だけを伺うと、十分な成果と言えない部分もあるかもしれませんが、その中でも一定の気づきがあったというふうな話もお伺いしております。

正直、こういった取組は非常に難易度が高いというか、多分決まった答えがあるわけでもないですし、ほかの自治体の事例をそのまま持ってきて岸和田市のニーズに合うかどうか分からないので、実証実験しながらニーズを確認して、その結果でもう一度実証実験をやりたいな、繰り返し継続しながらやっていくのが大事なので、明確なめどが現状示せないこと自体は問題ではないのかなと思うんですけど、やっぱり市民としても、今話したみたいに公共交通のバスの路線の廃止だったりとか、今でも既に公共交通の利用が困難な地域ももちろんありますし、今後そういったエリアが増える可能性もあります。高齢化が進むことで、これまで公共交通を必要としなかった方が新たに必要とするケースも出てくるというふうに考えますので、やはり最終的なゴールを、実証実験するというのではなくて、市民の利便性を高める新しい交通サービスの実現と置いていただきたいなというふうに希望します。

そういったことを念頭に置きながら、その過程において、今回のように何がうまくいかなかった、何を改善すべきかということをも明確にしていくことが重要だと思います。

ので、失敗を次につなげる姿勢で、しっかりと目標時期を一旦置いて、それを見据えながら新しい地域交通モデルを岸和田市から実現していただけるように今後の取組に期待を申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○宇野真悟委員

決算書368ページ、公園管理事業及び決算書370ページ、公園施設改修事業について質問いたします。

児童遊園を含めると、市内約300か所の公園には900基以上の遊具が設置されているということを聞いておりますが、令和6年度の各公園の遊具について、撤去、更新、新設した数についてお示してください。また、予算の都合上、撤去が必要なが使用禁止としている遊具があれば併せてお示してください。

○黒見進也公園緑地課長

児童遊園、ちびっこ広場を含め遊具撤去数は11基、うち更新した遊具数は4基、新設した遊具はございません。また、今後撤去を予定している遊具は3基ございます。

○宇野真悟委員

11基のうち4基については復旧し、新たに撤去を予定している遊具についてはまだ3基あるということを確認いたしました。

私の近くの公園でも遊具の撤去後、なかなか新しい遊具が設置されませんでした。復旧するまでにどれほどの時間がかかったのでしょうか。また、残りの7基について、復旧についての予定及びスケジュールについてお答えください。

○松本妙子委員長

宇野委員、すいません。今後の予定っておっしゃったかな。前年度の課題とかについて、決算常任委員会やけど、今後の予定、大丈夫ですか。

○黒見進也公園緑地課長

遊具の復旧については、地元町会の要望、公園の利用状況、他の遊具の設置の状況などを総合的に判断し、順次復旧を進めているところです。予算内で進めてまいりますので、利用者の皆様には、復旧までに時間がかかり、御迷惑をおかけしているところでございます。

復旧までに要する時間でございますが、点検結果により予算要求し実施となるため、使用禁止とした後、撤去、復旧まで1年程度かかっております。残りの7基については、町会等としての考え方と市としての考え方を説明しながら、御意向をお聞きし、協議を進めてまいりたいと考えております。

○宇野真悟委員

復旧まで1年という長期間かかるということと、また、公園の機能によっては遊具を設置しないこともあるという考えは分かりました。遊具が長時間設置されないことや遊具が撤去されることについては大きな影響があるかと思いますので、地元町会や利用者については、現地での掲示も含めて丁寧な説明をお願いいたします。

さて、公園の機能という点では、少子高齢化の流れもあり、既存の遊具が撤去されるのはやむを得ない点があると思うのですが、一方で、木陰にベンチを設置したり、健康遊具の設置も考えてみてはと思うのですが、いかがでしょうか。

○黒見進也公園緑地課長

少子高齢化の中、健康遊具については考慮していかなければならない選択肢の1つであるとは認識しております。遊具の選択の際には、地元の考え方等を考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○宇野真悟委員

遊具は公園の主要な機能の1つであり、その公園の魅力を高める設備かと思います。しかしながら、少子高齢化や余暇の多様化、

この夏の酷暑などもあり、遊具の利用は以前よりも減っているのかもしれませんが。それでも公園というものは地域住民にとって重要な施設です。地域の皆様の声を聞きながら、共に新しい公園の形について御検討いただきますようお願いいたします。

また、撤去できずに使用禁止としている遊具があるということですが、もし予算の都合で撤去できないということであれば、財政部局とも相談して、補正予算等を組んでも速やかに対応していただきますようお願いいたします。

○岸田厚委員

2点質問させていただきます。まず1点目ですけれども、事務報告書175ページ、地域交通充実事業で、新モビリティサービス推進補助金についてですけれども、これは先ほど藤原委員の質問の中で一定内容については把握しましたので、私から1点だけ。

今回、この利用者の皆さんが、一定の評価があったということですが、一方で、年金生活をしている高齢者や障害者の方々は、乗るときに介護者についても料金が必要であるなどの話も聞いています。収支が厳しいということですが、高齢者や障害者などにも寄り添った交通となることが必要ですが、今回の実証実験を踏まえて、このような中での取組にどのように反映させるのかお尋ねいたします。

○秦威夫交通まちづくり課長

この取組は、まずは路線バスやそれを補完するローズバスを維持、充実しつつ、そういった公共交通機関の空白地などについて、移動に制約を受ける高齢者、障害者の方々などを含めた、いわゆる交通弱者の方々を対象に、地域の皆様や交通事業者と共に連携して生活交通の確保に取り組んでいるものということになっております。今回の取組に当たりまして、地域主体となり、

料金の設定も含めて地域内で協議いただいたものとなっております。

しかしながら、公共交通ということになれば、不特定多数の方々が対象ということになりますが、今回の取組は主に交通弱者の方々を対象としていることから、より福祉などの別の要素も強い取組となっております。持続可能性を確保するためには、収支の問題もございますので、一定の受益者負担が必要と考えますが、福祉部局とも共有、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○岸田厚委員

今お話がありましたように、やはり交通弱者の方々が乗られるというふうなことを想定されるのであれば、料金設定の問題も今後必要になってくるというふうに思います。先ほどお話がありましたように、また実証実験が行われるということなので、ぜひその辺も考慮して実証実験を進めていていただきたい。

それと同時に、やはり福祉部局との関係というのは今後ますます重要になってくるというふうに思います。交通まちづくり課が主体となってやっておられますけれども、ぜひ福祉部とも連携して、今後の公共交通の在り方については検討していただきたいというふうに要望して、この質問は終わります。

次に、事務報告書170ページ、市営住宅財産管理事業についてお尋ねいたします。

170ページに木造住宅撤去、跡地整備工事ということで、消防署の横にありました市営上松住宅もこの対象で今回撤去され、用地の整備が進んでいますけれども、あまりにも長らくそのままの形で置いてあるということで、市民の方々は、一体この土地はどうなっているんやというような声がたくさんあるんですけれども、今後どのような

活用を考えておられるのかお尋ねいたします。

○佐野成城住宅政策課長

旧上松住宅跡地につきましては、必要な手続を行った後、売却する予定というふうになっております。

○岸田厚委員

住宅撤去の後、一定期間消防署の方々が駐車場に使ったり、あと市のバスが時々止まったりしていたので、ひょっとしたら公共用地として使うのかなというような、そんなことも考えられている市民もたくさんおられました。今、売却ということですが、どのような方法で進めていくのかお尋ねします。

○佐野成城住宅政策課長

御指摘いただきましたように、令和6年度に用地の整備が完了しております。現在、土地の測量作業を進めております。土地の測量作業が終了いたしましたら、一般公募による入札、これを前提にいたしまして、土地の鑑定評価を行い、売却手続を進めていきたいというふうに考えております。

○岸田厚委員

あの地域というのは住宅密集地域でもありますので、その辺、慎重に検討していただきますようお願いして、私の質問は終わります。

○高比良正明委員

決算書340ページ、橋りょう維持事業について質問いたします。2012年に山梨県内の中央自動車道笹子トンネルで9名が死亡した天井板落下事故を契機に、国土交通省は翌年を社会資本メンテナンス元年として位置づけ、本格的にインフラ老朽化対策に取り組むことになりました。そこで、本市におけるコンクリート構造物等の倒壊危険や剥落防止についてお聞きしたいと思います。

2014年7月からは、トンネルや橋などの

重要構造物については5年に一度の近接目視点検が義務づけられたところがありますが、本市における適正な構造物の点検状況について教えてください。

○武田克則道路整備課長

御質問の橋りょう維持事業の取組についてお答えいたします。

まず、本市の管理している重要コンクリート構造物ですが、トンネルはございません。そして、橋梁につきましては大小様々233橋を管理しておりまして、5年に1度の法定点検を適正に実施しております。

具体的には、平成27年度から平成30年度までに1巡目点検を実施し、令和元年度に橋梁長寿命化修繕計画を更新し、令和2年度から令和5年度までに2巡目点検を実施いたしました。そして、令和6年度に橋梁長寿命化修繕計画を再度更新し、今年度、令和7年度は3巡目点検の1年目に入っているところでございます。

○高比良正明委員

法改正後、素早く対応していただいているということですが、それでは、コンクリート構造物の倒壊危険や剥落防止の観点から、その修繕方法等について具体的にお聞きいたします。例えば、コンクリート表面を守る技術で、コンクリート表面が透けて見える革新的なコーティング方法、スケルトン防災コーティングといった表面保護技術があり、NE XCOや各府県でも採用実績があるようです。コンクリートの剥落防止やひび割れの目視確認が可能といった点で大きなメリットがある工法と思われますが、本市においてもこのような工法を採用できないでしょうか。工法のメリット、デメリットについて教えてください。

○武田克則道路整備課長

本市においても、橋梁のコンクリート保護工については、設計コンサルタントを交

え、適正に損傷調査、比較検討等を行った上で工法の採用を実施しております。

スケルトン防災コーティングは、御指摘のとおり、コンクリートの剥落防止とコーティング後の可視化による異常箇所の特定制等が工法の特徴となります。よって、トンネル下や橋梁下に重要施設等があり、コンクリート剥落が許されない場合の対策や、ひび割れを目視で早期確認することにより補修を小範囲で行うことができる等のメリットがあると言えます。

しかしながら、本市においては、橋梁下は河川や水路等がほとんどであり、重要施設等があるケースはほぼございませんし、管理橋梁の約7割強が橋長15メートル以下の小規模橋梁であるため、足場等の仮設費を考慮しますと、部分的に補修を行うよりも、足場仮設時にその他の補修も含めた橋梁補修を行うほうが費用対効果は高いと考えております。

引き続き適正な損傷調査、新技術工法を考慮した比較検討を行いながら、橋梁の長寿命化対策に取り組んでいきたいと考えております。

○高比良正明委員

私は議員として様々な情報を収集することを心がけており、今回のように担当課に情報提供して、市にとっての費用対効果を吟味していただいております。今回は不採用ということですが、これからも市にとって経費を節約できて、長期間メリットが得られるよりよい技術などがあればお知らせしていきますので、御勘案をお願いして質問を終わります。

○友永修委員

事務報告書178ページ、自転車駐車対策事業の自転車等放置禁止区域活動状況についてお聞きします。

これまでも複数の議員から質問されてお

ります自転車駐車関連についてであります。事務報告書を見ますと、本市には7つの駅があり、駅周辺での取組として、自転車等の放置禁止区域をそれぞれ設定されております。駅周辺は特に市民が利用、通行するなど、人が集まる場所の1つであり、安全で快適に利用できるよう、良好な環境を維持するため設定されていると思っております。現状、各駅周辺では、シルバー人材センターの方が2人一組で毎日のように啓発の巡回をいただいております。

そこでお聞きします。啓発の日数はどの駅も274日となっておりますが、啓発台数については、蛸地蔵駅周辺の11台から岸和田駅周辺の969台までと、駅によりかなりのばらつきがあります。利用者数の違いがあることは理解しております。この活動数や啓発台数、移動台数について、現状の取組状況等をお示してください。

○山田俊晴建設管理課長

啓発巡回日数については、年末年始の一定の期間を除く平日と、ランダムではございますが、土日にも実施しております。

巡回啓発の回数については、急行・快速停車駅である岸和田駅、東岸和田駅、春木駅周辺については1日2回、その他の駅周辺は1日1回で、結果として人が集まる機会が多い駅のところで啓発台数が多くなっております。ランダムに巡回を実施しております。土日につきましては、7つの駅周辺とも1日1回としています。

移動運搬台数、つまり放置された自転車等の撤去につきましては、啓発した自転車等が1時間以上経過しても置かれている場合、放置されていると判断しまして、保管所へ移動してございます。ただし、土日については啓発のみとしてございます。

○友永修委員

啓発日数・台数、移動運搬台数について

御説明いただきました。

過去の状況と比べ、自転車等駐車場の整備や禁止区域の設定、そして放置された自転車等の撤去をするようになってからは、随分と放置自転車が減ったなと感じるところであります。ただ、いまだ市民からは、もっと何とかしてほしいというお声があるのも事実であります。個人個人がモラルを守っていただくことが一番の重要なところではありますが、他の要素として、啓発を強化することも重要かと考えます。そこで、近年の啓発の取組についてお示しをお願いします。

○山田俊晴建設管理課長

委員御指摘のもっと不法駐輪等をなくしてほしいという市民の声は、我々にも届いております。特に岸和田駅周辺は多く、商店街で店舗など店じまいをして活用されなくなったところには、特に多くの自転車等が止められていた状況でございます。これにつきましては、岸和田駅前通商店街振興組合と協議、連携を図りまして啓発するとともに、放置された自転車などについて撤去した次第でございます。

また、ホームページでは、迷惑駐車、無届け占用の禁止等、モラルの向上を訴えかけている状況でございます。

○友永修委員

特定の場所での特化した取組、また全体的なものについては、ホームページでの啓発を行っているという御答弁でありました。改めて、モラルの問題が大きいのは理解しておりますが、さらに改善するための今後の取組等がありましたらお示しをお願いします。

○山田俊晴建設管理課長

放置自転車等の対策としまして、この8月からではありますが、岸和田市の公式LINEの中に道路や公園の損傷報告欄があ

りまして、ここに放置自転車があった場合、通報、連絡ができるようシステムに追加してございます。それと、広報きしわだやホームページにてその旨をお知らせしている状況でございます。

また、今後の取組としまして、放置禁止を対象に注意喚起看板や標識等についてですが、今年から全ての看板などについて状況調査を始めており、老朽化や損傷度を把握しまして、多言語表記も指摘ございましたけども、分かりやすさの視点も含め、更新計画を立てるなどして取り組んでいければと考えているところでございます。

引き続き商店街組合や警察、関係部署と連携を図りながら取り組んでまいります。

○友永修委員

近年の取組、今後の取組についてお示しいただきました。LINEシステムの活用など、新たな啓発の取組に期待が高まります。これまで市民の声を理解し、少しずつではありますが、改善を図っていることを理解いたしました。

さきの答弁で、ホームページでの啓発を行っているとはありましたが、ホームページではなかなか伝わりにくい部分もあると考えます。より目につく、より意識に入ってくる、そのような啓発活動に期待しておりますので、今後も市民の安全・安心につながる取組をお願いしまして、質問を終わります。

○京西且哲委員

細街路整備事業、道路新設改良事業、道路管理事業、これら3つ関連するので、まとめて質問していきたいと思います。

最初に、建設指導課と道路整備課に同じ細街路整備事業というのがあります。両方の事業とも目的が同じなんです。ちょっと読みますね。生活道路の利便性の向上を図るため、細街路を、道路の幅員を4メートル

ル以上の道路として整備する。両方同じなんですけど、先日、案件があつて協議させてもらったんですが、建設指導課の言う幅員4メートル以上と道路整備課の言う道路幅員4メートル以上とで、この考え方がどうも違うんですよ。ちょっと理解に苦しんでおりまして、まず、それぞれの課が考えておる道路幅員4メートル以上というものの考え方をお知らせください。

○岩崎稔建設指導課長

初めに、細街路整備事業を所管しております建設指導課からお答えさせていただきます。

建設指導課における道路幅員の考え方についてですが、都市計画法の規定による開発許可手続上、あくまでも実際に車両等が通行できる道路幅ということで、いわゆる有効幅員を業務の判断の基準とさせていただいております。これは、主に市民の安全と快適な生活を守るため、通行の円滑さや物流の効率化、住環境の確保だけでなく緊急車両の通行を確保することになります。また、過去の災害の教訓としまして、幅員の狭い道路ほど通行不能になる可能性が高くなることも理由の1つです。道路にガードレールが設置されている場合や蓋がかかっていない側溝がある場合は、ガードレール設置幅や側溝幅を含まない通行可能な幅を有効幅員としてございます。

○武田克則道路整備課長

続きまして、道路整備課からお答えいたします。

道路改良等の道路整備に当たっては、基本的には現状の用地幅、現状の地形、改良する道路の前後の状況等、諸条件を把握し、道路構造令に合うよう整備を行います。その中で、歩車道分離や転落防止等、条件により、その場に応じた安全施設も整備いたします。言うまでもなく、安全施設は道路

附属物として整備いたしており、一般的には整備した幅を道路幅員として区域を定めております。

○京西且哲委員

もう1つ関連してくるので、建設管理課にお尋ねします。この道路幅員に、市道の整備に当たって、建設管理課はどのように関わっているのか、幅員に対しても含めて、どのような考え方を持っているのかお聞かせください。

○山田俊晴建設管理課長

市が管理しています道路等については、市民の安全な通行を確保するため、繰り返しの答弁となりますが、既存の市道の改良や街路事業として新設道路の築造を道路整備課で行っておりますが、現場の諸条件と道路構造令の基準に整合するよう、より安全な通行となるよう整備していただいております。完成後、市道認定の必要な手続を行っている状況でございます。

○京西且哲委員

この3課が、関わりがあつて市道を整備していらっしゃるんです。先ほど私が言いましたように、道路幅員4メートル以上の道路を造っていくという市の大前提がある中で、道路整備課は道路幅4メートルを確保できていても、いわゆる開発に関わる道路に位置づけられると、建設指導課は有効幅員ということで、その道路に例えばガードレール等が設置されたことによって4メートルを確保できていない、例えば1センチメートルでも狭くなっている場合は有効幅として4メートルを認めない、開発に係る接道には認めないということで、開発自体ができなくなるんです。

私はこの両課とも、市として道路幅員を4メートル以上に整えていくという大前提を持っているのであれば、ガードレールの設置も含めて出来上がった形の市道が、有

効幅であろうが道路幅であろうが4メートル以上を確保できた状態の道路に整えていくのが本来のこの両方の事業の趣旨ではないかなと思うんですが、開発に関わる道路であっても、そうでない、道路整備課が整備した道路が幅4メートルあるという中で、これを通る車は一緒なんですよ。緊急車両も一緒なんですよ。これ、通るんですよ。にもかかわらず、開発行為で上がってきた申請については、1センチメートルでも足らなかったら許可しない。こういう指導の仕方を今やっていますよね。

だから、これで何が起こるかという、市街地の中で空き地が放置される、廃屋がそのままになる、きれいな整備ができない、まちの景観が崩れる、不法投棄が起こって近所から苦情が来る、こういうまちになるんですよ。実際なっているんですよ。

これは問題やと思っているので、同じ行政の中で、道路幅員を考えるのであれば、4メートル以上にするというのであれば、何があっても4メートルを確保する。開発行為でも4メートルを既に満たしておるといふ道路を造っていくというのが、これが市民の安全なまちづくりのための道路ということになると思うんですけども、この点はどう思いますか。

事実、こうなっているんですよ。これはやっぱり関係課でしっかりと調整はしてもらいたいし、こういう状態について、いわゆる岸和田市が目指す安全なまちであったりとか、市街地における人口の減少を防ぐとか、こういうのをやっぱり念頭に置くべきやと思うんですけども、建設指導課はどう思いますか。

○岩崎稔建設指導課長

先ほど委員御指摘のとおり、市内の全ての道路について、有効幅員を確保した状態で整備するというのが理想ではございます

が、現状の地形や用地幅、歩車道分離、安全施設、排水施設の整備状況などにより、どうしても有効幅員が確保できないケースというのもございます。今後、そういった場合、どのような程度のものまでは運用上認めても問題ないか、また、どのような条件をクリアすれば許可しても問題ないかなどについての調査研究というのを進めたいと思っていますところでございます。

○京西且哲委員

同じことで道路整備課も、意見があれば聞かせてください。

○武田克則道路整備課長

道路整備課につきましても、道路の改良等、今後、道路築造に当たりましては、委員おっしゃられていた幅員4メートル以上につきましても、建設指導課と必要に応じて協議調整しながら道路の築造に取り組んでいきたいと考えております。

○京西且哲委員

両課とも前向きな答弁を頂きました。それぞれ部も違うし課も違うし、建設管理課も入ってくる話になります。複数の課にまたがるので、ぜひ副市長、これ、それぞれ職員は、以前、建設指導課にも所属しておいて、今、道路整備課へ行っていたりとか、建設管理課におりながら、今、建設指導課でおったりとか、やっぱりそれぞれ皆さん事情は分かってくれているんですよ。

しかし、この役所って、100年経過して積み上げてきた前例とか先輩方が下してきた決裁とか、これにがんじがらめにされて、課単独で判断できないんですよ。これが市民の事業活動とか開発行為とかの足かせになっているんですよ。1センチメートル足りないがために認めない、これが通ってしまうんですよ。しかし、道路としては十分通れているんですよ。要は図面上、メジャーで測ったら1センチメートル足らんから

認めないと、こうなるんですよ。だから今、両課とも運用については協議しながらという話なんですけども、この辺を、やっぱり岸和田市のまちづくりを考えた上で、きっちと話をできる体制を取っていくべきやと思うんですけども、副市長はどう思いますか。

○岸勝志副市長

まず、それぞれの所管での根拠法令の違いがございますので、道路の幅員についてはその違いがどうしても生じてきますので、そこはきっちり分かりやすく整理した上で、開発の事業者とか市民には丁寧に説明する必要はあるかなと思います。

それと、私も岸和田市で生まれ育ち、長年住んでおりますので、先ほど委員がおっしゃいました、岸和田市の空き家が多いとか不法投棄も多い、それと人口減少、少子高齢化に直面している中では、かつての活気やにぎわいを失いつつあるというのは身をもって実感いたしております。そのためには、先ほど委員から貴重な御意見がありました、御指摘いただいた点につきまして、慎重に検討を重ねまして、両課、部をまたいで施策について協議する必要があると感じております。

ですので、私がまちづくり推進部長のときに、両部で協力しながら施策を進めていくということで会議の場も設置しておりますので、現在もその会議も開催しておりますので、その中で、今御指摘いただいた点につきましては、両部で協議して、市民にやさしいと思われるような取扱いを避けるようにして進めていきたいと考えております。

○京西且哲委員

協議はもちろんやっていただいた上での話なんですけど、この目的としては、狭い道路を4メートル以上確保する道路にしてい

くという決まり事を持っているのであれば、行為によって有効幅員であつたりとか道路幅員であつたりとか、もうそんなのやめてですね、全て有効幅員で4メートル以上にしておいたらええん違いますか。そしたら問題ないでしょう。

だから、それは現場でいろんな事情があると思いますけども、4メートル以上の有効幅員が確保できるのであれば、確保するという施工のやり方、道路の整備の仕方によれば問題ないじゃないですか。その上で、どうしても少し足りない道路、要は4メートルとして確保できるけども、今回みたいにガードレールがどうしても危険だから必要で、それによって何センチメートルか有効幅が狭くなる。こんな場合は協議したらいいと思うけど、基本的には全ての道を有効幅員4メートル以上に整えていくということに決めたらええん違うんですか。そこ、副市長はどうですか。決められるでしょう。

○岸勝志副市長

貴重な御意見ありがとうございます。御指摘いただいた点につきましては、真摯に受け止めてまいりたいと思います。今の4メートルに統一するという点につきましては、慎重に検討を重ねて判断してまいりたいと考えております。

○京西且哲委員

さっきも言いましたように、それぞれの課のルールがあるんですよ。内規があつて、いろんなことを決めていますよね。これがそれぞれの課によって微妙に違うんですよ。だから、こんなことが起こる。これはやっぱり見直していくべきですよ。何が一番大事かという、やっぱり課題となっている人口減少をどう防ぐか、市街地の中での空き家をなくすのはどうしていったらいいか、安全なまちづくりをどうしたらいいか、景観も含めて。ここをやっぱり大

きく掲げて、そこにつながる道路であったりとか、いろんなもろもろは、そこへ向けていくためにはどうしたらいいかという考えをぜひ持っていただきたいし、副市長もそうおっしゃってくれているので、今後のために、ぜひもう一回、関係課が寄って、その辺の決まり事というか、規制を緩和できる、見直しすることによってまちづくりができるみたいなところを考えていただきたいと思っているので、よろしく願いしておきます。

もう1点、インフラマネジメント事業についてお尋ねいたします。これは貝塚市が提案されて、泉州地域、岸和田市から岬町までが参加して、モデル事業としての指定を受けている分なんです。泉州地域における市町事務の共同実施モデル構築事業なんですけども、いわゆる群マネというものなんですけど、令和7年に採択を受けて、これに岸和田市も参画いたしました。この事業に参画した経緯をまず教えてください。

○秦威夫交通まちづくり課長

令和5年9月に国土交通省が、地域公共団体を対象とする、今お話しいただきました地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネのモデル地域の募集を開始し、貝塚市より本モデル地域の参画の打診がございました。その結果、泉州地域の堺市を除く市町と共に参画意向を固め、同年12月に岸和田市を含む、和泉市から南の岬町までの12市町がモデル地域として選定され、国の支援により各調査検討が進められておりました。

また、令和7年度からは、先ほどお話のありました総務省の委託事業であります広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業に、群マネに取り組む泉州地域として貝塚市が代表として申請を行い、令和7年2月28日に採択されているというふう

に聞いております。

本事業は、泉州地域全体のインフラを管理するための組織化について、地方自治法上の一部事務組合や広域連合等の検討を行うものとなっております。現在、さきのモデル地域としての検討内容も併せまして、引き続き維持管理を行う体制の確保や予防保全、長寿命化、維持管理コストの縮減などを目的に、関係市町と協力して広域連携による群マネの検討を進めております。

○京西且哲委員

それでは、現在の取組というか内容を教えてください。

○秦威夫交通まちづくり課長

現在、道路分野におきましては、先ほどお話ししました12市町の広域連携に向けた取組として、令和7年3月31日に12市町と損害保険会社、大阪大学などとドラレコ・ロードマネジャーを活用した維持管理の研究に関する協定というのを締結しております。こちらは、損害保険会社が契約している泉州エリアを走行する一般車両のドライブレコーダーで撮影した路面の映像を収集し、AIで損傷箇所の検出を行うものとなっております。データの収集は令和7年5月末から1か月行われ、今後このデータを分析し、道路の点検に役立てる方法を研究してまいります。

その他、主に道路、公園、下水道の分野において、引き続き広域連携の可能性について検討を進めております。

○京西且哲委員

貝塚市が募集しているプロポーザルの募集要項を見ているんですけども、の中には維持管理費のコスト削減、それと技術職員不足の課題解決という項目が入っています。このモデル事業については特にこの課題も対象になっていると思うんですけど、本市としては、これについてどのように対応

していくつもりですか。

○秦威夫交通まちづくり課長

そういったコスト削減や技術職員の減少といったことも含めまして、広域連携は重要な取組でございます。対象となるインフラによっては岸和田市にとってもメリットがある場合も考えられますので、本市としても他市町と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、群マネの考え方の中には、都道府県と市町村が協力する垂直連携、単独の市町村の中で分野を横断する他分野連携といった様々な取組が考えられます。インフラの維持管理については、技術職員の減少などますますこれから厳しくなる状況であり、そういった対応は喫緊の課題というふうに考えております。今後も引き続き岸和田市にとって最適な維持管理の在り方について検討を進めてまいります。

○京西且哲委員

先日、下水道河川部からウオーター P P の行政報告を受けました。やっぱり全般的にどの自治体も技術職の職員が不足してきています。もちろんこの道路の維持管理についても同じくでありまして、国は既にこういう方向性で、広域で職員の確保であったりとか、広域で維持管理する、スケールメリットを生かした中でコストダウンするという方向づけが間違いなく出されています。

この群マネも含めて、下水道の先ほどの話も含めて、岸和田市として広域でのコストダウン、職員の確保、行政サービスの広域化みたいところは絶対外せないと思っているんですが、この質問をするときに担当課長とも話していましたが、どうもこういった意味での泉州地域でのリーダーシップを取っていこうという熱意をあまり感じなかったの、ぜひここを岸和田市として、

下水道のウオーター P P のときに僕は申し上げたんですけども、やっぱりリーダーとしてこの泉州地域の行政のリーダーシップを取ってほしいと思っていますので、貝塚市から誘われて入りましたではちょっと寂しいと思っていますから。今後もこういう課題、こういうモデル地区の指定というのは、国から来るというより、国は出してくると思うので、ぜひ佐野市長には東京都へ足を運んでいただいて、情報収集に努力していただいて、こういうモデルは岸和田市から取っていくという姿勢をぜひ示していただきたいと思っていますので、よろしくお願いしておきます。

○南加代子委員

それでは、事務報告書の179ページの自転車等駐車場管理事業についてお伺いいたします。

現在、駐車場は令和6年度から令和10年度までの5年間が指定管理者制度で管理運営されています。今、皆様も御覧いただいていると思いますけれども、その運営状況がこの事務報告書には掲載されておりますので、少し読み上げさせていただきます。

7つの駅の付近で整備されておりまして、鉄道の高架下とか、また駅の海側、山側、駅前の広場、隣接地、そのようなところとか、少し離れたところにもございます。

利用率においても、随分と違いがその中で見受けられます。例えばですが、今ここに掲載されております蛸地蔵駅の自転車等駐車場では14.2%と最も低く、続いて久米田駅の南が18.5%です。岸和田駅では3か所あり、おのおの26.8%、51.2%、63.8%ということで、この中でも利用率が最も高いのは東岸和田駅で102.3%であるとの報告が掲載されております。単に収容台数に対しての利用率では見ていないのではないかとということも察しておりますけれども、今

後考えていかないといけないのかなと思っています。

東岸和田駅周辺の自転車等駐車場では利用率が100%を超える状況が続いており、地域の人口の増加や通勤通学ニーズの集中を反映した市民需要の高さがうかがえます。今までも検証はされてきたと思いますが、民間並みのスピード感を持って、その時々で改善が求められるのではないかと考えております。これまでの運営として、各駐車場に人の配置をしていたところを機械化にするなどの取組もありましたが、まずは施設運営の現状をお答えください。

○山田俊晴建設管理課長

自転車等駐車場は、委員御指摘のとおり各駅付近に配置してございますが、春木駅、岸和田駅、久米田駅につきましては複数配置しております。東岸和田駅については、鉄道高架下に配置してございます。また、借地についての配置をしておりますのは、和泉大宮駅、久米田駅北、久米田駅南、下松駅となっております。

設備につきましては、最近よく見かける民間の駐輪場のように機械化により無人化してきたところは、利用率の低い春木駅西、久米田駅南、蛸地蔵駅でございます。無人化した自転車等駐車場へは、1日1回、近くの有人自転車等駐車場からパトロールを実施してございます。

○南加代子委員

現在の取組をお聞きいたしました。一部の利用率の低いところについては機械化を図り、民間と同様に無人化に取り組んだとのことでした。これは、自転車も自動車と一緒にですので、無人化というのは理解ができます。

市民感覚として、利用率が10%、20%などはあまりにも低い状況で、本当に有効に利用されているのか疑問に思うところもあり

ます。この利用率の違いについて、どういうふうに見えておられるのかお答えください。

○山田俊晴建設管理課長

各駅付近の官民を含めました駐輪場整備の正確な数値根拠はございませんが、これまでの動向としまして、利用率の高いところは鉄道高架下など駅に近いところに配置されたもので、逆に利用率が低いところにつきましては、駅から遠いところや、駅に近いところでも、さらに近くに民間駐輪場が整備されたことから、利用率の低下につながっていると言えると思います。

利用率の低いところについては検討する必要がありますが、ただ、民間駐輪場により影響を受けていると思われるところにつきましては、民間駐輪場がいつまでも存在しているものではないという不安要素もございますので、非常に難しいですが、社会情勢等を考慮していかなければいけないと思っております。

○南加代子委員

利用率についてお伺いしたところ、様々な点から影響もあろうかというのは、そう思います。また、中には、借地であるため契約の柔軟な見直しは難しいケースもあると承知しています。このような土地については、今後の利用状況や地域ニーズの変化を踏まえ、駐輪場としての継続的な活用の必要性や借地について、どのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○山田俊晴建設管理課長

駐輪場の配置によっては、踏切を横断する機会を増加させるなど、交通環境に影響を与えることから、鉄道の高架下を除き、鉄道の海側、山側の両側にあるのが好ましいですが、利用率や民間駐輪場、土地利用などの状況も鑑み、その必要性、場所、規模についても、借地も含めまして検討し、

配置されてきたと思っております。

借地につきましては、令和6年度では、下松駅自転車等駐車場につきまして、土地の一部ではありますが、常盤青少年会館跡地の一部と土地の交換により取得させていただいたところもございます。

駐輪場は官民間問わず必要なものですので、利用の低下に対する方策について、他市の状況を調査するなどし、引き続き検討していきたいと思っております。

○南加代子委員

駐輪場としての必要性は聞かせていただきました。利用率が低いので、単純に規模縮小という見直しは難しいと思われそうですが、駐輪場としての活用に限らず、例えば地域のまちづくりの視点から、他部局との連携による新たな活用方法の検討も有効かもしれません。見直し、検討の際には、広い視野でしていただきたいとここに申し添えておきます。

次に、公平性というところからお尋ねします。定期の利用制度についてお伺いします。

先ほども述べましたが、東岸和田駅の駐車場では100%を超える利用率でありますので、止めに行ったタイミングによっては駐輪できなかった場合も想定はしておりますし、また、そのようなお声も聞いております。恐らく新学期を迎える時期には定期利用できるのかなどの問合せとか、また契約数も多いのかと思います。通勤で毎日利用する市民や保育園、小学校への送迎に自転車を使う子育て世代など、生活に密着した利用者に対して優先枠を設けることができないのかとも思います。定期利用の契約について、現在の状況と傾向をお答えください。

○山田俊晴建設管理課長

定期利用の契約については1か月、3か

月単位の契約期間で、申込みにつきましては先着順としてございます。

定期契約の方法につきましては、初回は有人の駐輪場事務所に来ていただきましての契約となり、更新についてのみ定期更新機で手続をしていただいております。

東岸和田駅駐輪場については、新年度を迎える時期に既に定期契約がいっぱいで、委員御指摘のとおり、お断りしたケースもございます。

○南加代子委員

時には定期利用がいっぱいで契約できなかったというケースもあるとの答えでした。

例えば、手続についても、現地に出向くということではなく、これは費用もかかるかも分かりませんが、市民サービス、また市民への公平性というところを考えますと、利用希望者が事前に申し込み、抽選で公平に割り当てるデジタル抽せん、予約制度の導入や定期契約者の実際の利用頻度に応じて契約を見直す仕組みなど、柔軟な制度設計の検討ができないものかと考えますし、このことを要望しておきます。

インターネット上で広く見える化を図り案内する方法も、市民への満足度や公平性につながります。これからも引き続き自転車などの利用状況は変化すると考えられます。先を見据えた考えの下、施設の配置、規模なども含め、長期的な視点を加味し、さらなる運営の見直しが必要と思われますが、今後どのように示されるのかお示してください。

○山田俊晴建設管理課長

現在の指定管理の運営期間は令和10年度までとなっておりますが、今後も確実な自転車等駐車場の運営や利用しやすさ、効果的な運営を目指しまして取り組んでいくことが大切でありまして、検討の視点とい

たしましては、駅に複数の駐輪場があり、平面か立体か、老朽化等の対応、所有権の有無、そして民間の駐輪場の状況、また利用率も勘案する必要があると考えられます。また、看板や啓発による駐輪場利用促進周知なども工夫して取り組んでいくことも必要かと考えてございます。

委員御指摘のように、今後も長期的な視点に立った運営について、引き続き検討していく考えてございます。

○南加代子委員

人口がこれから減る中で、ますます高齢化も進みます。土地利用の変化や環境への取組では、一部ではありますが、自転車の走行指導帯も整備され、また、民間事業者での駐輪場の整備などもよく目にしております。また、下松駅、東岸和田駅については現在引き続き開発も進み、駐輪場の需要がますます増える可能性もあると考えます。

岸和田市交通まちづくりアクションプラン【自転車活用推進計画編】があります。その中には、進んでいるのかなとちょっと思ったんですが、自転車通勤等の促進というところが目標の中にありまして、エコ通勤などによる自転車利用の推進というのが健康に即してもありました。どんなふうに進んでいるんだろう。また、その中の取組の1つに、自転車等駐車場の適正化というものもありました。そう考えていくと、今回聞いている自転車の駐輪場の単なる管理業務ではないというふうに考えます。

今後もこの課題についてはお聞きしていこうと思っておりますけれども、先ほど答弁で少し述べられましたが、市民の生活動線や地域の人口動態を踏まえた交通施策とまちづくりの一環として捉えるべきで、そのために自転車活用推進計画を本市は立てられていると思います。これからも、市民からの意見も聞いていただいていると思い

ますが、健全で安定的な運営と、市民の利用しやすさの向上につながるような取組を要望して質問を終わります。

○屋馬光一委員

事務報告書144ページ、岸和田水門管理事業の水門操作の権限についてお尋ねいたします。

7月30日に発生したカムチャツカ半島沖地震による津波注意報に関して、9月1日のNHKテレビ放映で、岸和田市の判断責任者として産業政策課長がインタビューに答えていたので、市民から、それは適当でないとの声が議員に寄せられました。

そもそも水門の操作は市民の命を守る重要な任務であることから、産業政策課に任せて現場で閉める、閉めないを判断させるのではなく、危機管理課で行うべきであると考えますが、岸副市長の見解はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○松本妙子委員長

すみません、先日の水門の件ですか。決算常任委員会は昨年の事業に対して課題などを今回審査する場であって、先日の事案を審査する場ではないので、質問には答えられないですね。決算常任委員会ではお答えできないですね。先日のあれですよ。

○屋馬光一委員

はい。

○松本妙子委員長

昨年の事業か何かに対して、その予算案とか今年度の課題を審査する場なんですけども、ちょっと違うので、それはお控えください。

○屋馬光一委員

分かりました。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、8款土木費の質疑を

終結いたします。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、9款消防費の審査に入ります。

本件に関し、理事者の説明を求めます。

○田中貞行消防長

決算書の378ページ、379ページをお願いいたします。左下の9款消防費について御説明申し上げます。

9款消防費の予算現額30億1600万7900円に対しまして、右ページの支出済額は29億3375万7790円で、8225万110円の不用額となっております。項につきましては、1項消防費のみとなっております。

主なものとしましては、382ページ、383ページをお願いいたします。382ページの事業別区分欄一番下の救急・救命事業で、右ページの支出済額は1962万余円の支出となっております。これは、除細動器の購入などに要した経費となっております。

384ページ、385ページをお願いいたします。384ページの事業別区分欄、1番目の消防団事業で、右ページの支出済額は1804万余円の支出となっております。これは、消防団車両の購入などに要した経費となっております。

続いて、左ページの事業別区分欄一番下の消防庁舎等管理事業で、右ページの支出済額は3671万余円の支出となっております。これは、消防本部庁舎の太陽光発電設備の修繕などに要した経費となっております。

386ページ、387ページをお願いいたします。386ページの事業別区分欄、1番目の通信機器整備事業で、右ページの支出済額は600万余円の支出となっております。これは、デジタル無線機の購入などに要した経費となっております。

388ページ、389ページをお願いいたします。388ページの事業別区分欄、1番目の消

防機器整備事業で、右ページの支出済額は1334万余円の支出となっております。これは、エアテントの購入などに要した経費となっております。

続いて、左ページの事業別区分欄、上から3番目の消防車両整備事業で、右ページの支出済額は3617万余円の支出となっております。これは、救急車の購入などに要した経費となっております。

続いて、左ページの事業別区分欄、上から4番目のゆめみヶ丘消防施設整備事業で、右ページの支出済額は7億4097万余円の支出となっております。これは、ゆめみヶ丘防災センターの建設などに要した経費となっております。

次に、危機管理部の所管事業について御説明申し上げます。390ページ、391ページをお願いいたします。

390ページの事業別区分欄、1番目の防災・減災対策事業で、右ページの支出済額は1443万余円の支出となっております。これは、災害用備蓄物資の購入や備蓄物資の管理業務委託などに要した経費でございます。

394ページ、395ページをお願いいたします。394ページの事業別区分欄、上から3番目の防災無線整備事業で、右ページの支出済額は8384万余円の支出となっております。これは、本市消防本部及び市役所に設置しております防災行政無線のサーバー機器と操作卓並びに遠隔制御装置の更新に要した経費でございます。

○松本妙子委員長

説明が終わりました。

通告のありました委員は順次発言を願います。

○高比良正明委員

決算書388ページの水防費についてお伺いします。

本市の水防団員は、活動時に市から支給された雨がっぱを着用していますが、ここ数年前から新入団員に支給される雨がっぱの仕様が変更され、特に生地が非常に薄いものになったことにより活動しにくくなったとの声を聞いています。この点について、危機管理課でそういった状況を把握されているのかお答えください。

○菅本智也危機管理課長

委員お尋ねの水防団の雨がっぱについてでございますが、お示しのとおり、以前支給しておりました製品と同じ仕様の製品を継続的に調達することが困難になる可能性があるなどの理由により、2年前から一部仕様を変更してございます。しかしながら、実際に使用した団員から、動きにくさでありましたり耐久性に課題があるといった声が出ていることは把握してございます。

○高比良正明委員

実際に水防活動に従事されておる水防団員から使いにくいとの声が出ているということであれば、何らかの改善が必要ではないかと考えますが、何か対応策などはお考えでしょうか。

○菅本智也危機管理課長

2年前の仕様変更の際には、水防団の幹部会議におきまして協議と決定をしていただいた経過がございますので、仕様の御希望につきまして、各分団の意見を集約し、水防団としての意向を取りまとめてもらうようお願いしておりました。その結果、水防団全体の意向として以前の仕様を希望するとの結論を頂きましたので、危機管理課としましては、以前の仕様であることと同時に継続的な調達も可能となるような製品を探していきたいと考えております。

○高比良正明委員

戻していくというような答弁で安心いたしております。水防団という組織としての

統制を図る意味でも、そして新旧の団員間で差が出ないように、今後はより高性能な新製品でない限り、できるだけ以前の仕様に合わせた雨がっぱを調達できるよう、予算の確保に向けて調整をお願いいたします。

次に、水防団員の地域属性についてですが、水防団の役割として、発災時にすぐに参集し水防活動に従事していただく必要があることから、団員はできるだけ近接の人たちが所属するほうが望ましいと考えます。現在の団員の所在地について、極端に遠方の団員はさすがにいないかとは思いますが、その辺り、いかがでしょうか。

○菅本智也危機管理課長

水防団という任務の特性から、その居住地はおおむね各分団の担当地域か、その近傍に居住している団員がほとんどでございます。しかしながら、現在、団員の総数310人のうち6人につきましては、和泉市や熊取町などの市外在住となっております。

団員の募集につきましては各分団の責任で推薦していただいております、必ずしも地域内居住者とは限りませんが、突然災害が発生した場合であっても迅速な行動ができるように、なるべく近隣在住の団員を確保していただけるよう働きかけを行ってまいります。

○高比良正明委員

熊取町まで離れておれば、やはり途中で道路の事情で来られないというようなこともあるかと思っておりますので、引き続き近隣の団員の確保に努めてもらうようにお願いいたします。

最後に、2023年3月2日予算常任委員会で、京西委員が女性水防団員の有無について質問されていましたが、その際の答弁は1人も任命されていないというものでした。その後、女性の団員は加入されているのでしょうか。水防活動が土のう作りなどの力

仕事が多いということは分かっていますけれども、ソフトな避難誘導が期待できるなど、女性ならではの役割もあるかと思えます。加入に向けた働きかけなどは行っているのでしょうか。

○菅本智也危機管理課長

まず、現状といたしましては、2023年以降も女性団員は加入しておりません。しかしながら、委員御指摘のとおり、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野において女性の活躍の場を拡大するとの観点から、水防団も例外ではないと考えてございます。

また、人口減少に伴い、水防団としての組織の維持が年々厳しくなっている現状も踏まえますと、今後、女性水防団員の確保も重要であると認識してございます。したがって、水防団の活動状況の周知、広報と併せまして、女性団員の募集の重要性につきましても水防団に働きかけを行ってまいります。

○高比良正明委員

危機管理課の職員でも今では女性1名の会計年度任用職員を入れて3名となっておりますし、他市でも同様の傾向です。全国水防管理団体連合会のホームページでも、住吉区の大和川右岸水防事務組合所属の女性団員インタビューが掲載されていましたが、岐阜市のホームページでも女性団員を募集しておりました。災害時の頼みの綱として重責を担っていただくこととなりますが、それだけやりがいや達成感のあふれる現場だとも思いますので、本市でも女性水防団員の募集を提案して、次の質問へ移ります。

決算書382ページ、救急・救命事業について。昨冬、私が大阪市内の銭湯に入っていた際、意識、呼吸のない人の周りに人が集まっているのを見かけ、急いで心肺蘇生を

行いました。その後、駆けつけた救急隊員が、私が心臓マッサージをしていた洗い場で除細動装置を使用しようとしたので、ここでAEDを使うな、感電するから脱衣場に運べと指示し、移動させたということがありました。そこで質問ですが、銭湯の洗い場等でのAEDの使用は問題ないのでしょうか。

○西野孝広救急課長

AEDの使用につきましては、床及び床に接する背中等がぬれていても実施には問題ございません。ただし、電極パッドを貼り付ける場所がぬれている場合、そのときは体表面に電気が走ってしまいまして、心臓に有効な電気ショックが伝わらないということも考えられますので、その場合はタオル等で拭き取って使用するとされております。

○高比良正明委員

もう少し詳しく説明いたしますと、単に床がぬれているだけの場所ではなく、私が心臓マッサージをした場所は洗い場ということで、ほかのお客さんがシャワーやかけ湯などを使用して、倒れている方にも水がかかる可能性がありましたので、消防隊員も私の指摘を聞いて移動させたのかと推測しますが、そのような場所でもAEDの使用は問題ないのか、再度お伺いします。

○西野孝広救急課長

委員がおっしゃるとおり、AEDの使用につきましては、水滴が胸にかかっておれば有効な電気ショックを行うことはできません。ですので、水滴のかからない安全な場所に移動して使用することが有効だと考えております。

○高比良正明委員

今回活動を行った大阪市の救急隊員は、前述したような銭湯の洗い場で実施しようとしておりましたけれども、指導について、

どのように本市では行われているのでしょうか。また、大阪市のような大規模な消防隊の職員が数名いたのに、ある意味、初歩的なミスに気づけなかったのであれば、大東市の大阪府立消防学校でも伝えていないとも考えられるわけですが、今後の指導はどのようにお考えでしょうか。

○西野孝広救急課長

消防は、採用後、大阪府立消防学校におきまして6か月間の初任教育生の課程に派遣しております。そのときにAEDの使用も含めまして応急処置の教育等を行っております。また、修了後、所属に帰りましては、職員たちにおきまして適正な確認を行った後に、応急手当の指導員というところで認定を行っております。

○高比良正明委員

銭湯の数は減っていつているわけですが、滞留時間を減らして回転数を上げたいのか、ヒートショックを助長するような銭湯もあって、冬はその場所で救急車を見かけるといことも聞いております。そこに出勤されるということもありますので、本質問で再確認できたと考えておりますし、消防学校へもこのような事例の発生等を指導いただくようお願いください。

次に、救急隊員が高齢者や障害者宅へ訪問し、生活状況を確認するなどの取組について質問いたします。

本年から和歌山県高野町消防本部の救急救命士が、地域の独り暮らしの高齢者や障害がある町民の自宅を定期的に訪問し、健康状態や生活状況などをチェックする取組を行っているという報道されていましたが、本市ではそういった取組を行う予定はあるのでしょうか。

○西野孝広救急課長

高野町と岸和田市では人口の規模に大きな差がございます。消防本部といたしまし

ては、現時点では高野町のような取組等は考えておりませんが、今後、他の自治体の取組等も調整、研究を重ねてまいりたいと思います。

○高比良正明委員

現在には行っていないということですが、高野町と本市ではあまりにも違いがあって比較は困難でしょうし、別の原因というなら、全国的にも周知が図られているところですが、救急車の適正利用が本市でなされず、不必要な救急車の出動が多いことにも原因はあると推測されます。それについて、少しでも対応できるよう何か対策はされているのでしょうか。

○西野孝広救急課長

適正利用につきましてですが、消防本部といたしましては、以前からメディア、イベント等を通じまして啓発活動を進めてまいっております。今後とも引き続き様々な広報媒体を使用し、イベント等も通じて啓発活動を進めてまいりたいと思います。

○高比良正明委員

昨年6月1日より、三重県松阪市では、救急車で運ばれても入院に至らなかった場合は7700円を支払うといった制度が導入され、同じく昨年12月より22病院が緊急性のない軽症者から費用の徴収を始めた茨城県では、搬送者に占める軽症者の割合は前年同期の44%から5.3%減少しています。今年の6月に横浜市で開かれた日本臨床救急医学会総会・学術集会では、1回の搬送に多額のコストがかかっていることを知ってもらう機会となり、適正な利用につながってほしいとして会場の8割が有料化を支持しています。

私は有料化に反対しますが、不必要な救急車の要請が高野町のような他の取組を阻害する要因となっているなら、周辺自治体でも高い出勤率と言われる本市では、もっ

と市民に協力を要請すべきであると伝えて、
私の質問を終わります。

○松本妙子委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、９款消防費の質疑を
終結いたします。

本日はこの程度にとどめ、決算常任委員
会を散会します。

(以 上)